

一般社団法人 緑の循環認証会議（SGEC/PEFC ジャパン）

# 次期 SGEC/FM 規格改正に向けた 関係者会合

地域材振興・脱炭素・生物多様性保全の地域実践

2024 年（令和 5 年）3 月

一般社団法人 緑の循環認証会議事務局

## はじめに

SGEC が 2003 年に設立されて、20 周年を迎えた。2018 年の PEFC 規格改正に対応するため、「持続可能な森林認証規格及びグループ森林管理認証検討会」を事務局内に組織し、SGEC・FM 規格改正案の検討を行ったが、2022 年 1 月に相互承認の継続が承認されたのを契機に同検討会作業グループを中心に森林管理制度研究会を組織し、2025 年度に予定される次期更新審査に向けた課題を検討した。

本年度の報告書では、昨年度の報告書で提起した SGEC・FM 認証規格に関する課題を以下の作業グループを組織し、具体化に向けた検討を進め、11 月 30 日に開催した「次期 SGEC/FM 規格改正に向けた関係者会合」で報告を行い、SGEC・FM 認証取得組織・グループ認証協議会事務局、関係都道府県・市町村、認証機関・認定機関、林業・木材関連産業、研究・教育機関等の関係者 56 人と意見交換を行った。

② SGEC 事務局：梶谷辰哉（事務局長）、田中里美（企画部長）、三島征一（参与）

②森林管理制度研究会：志賀和人（林業経済研究所理事・フェロー研究員）、早船真智（森林総合研究所林業動向解析研究室研究員）、茂木もも子（東京農業大学地域環境科学部准教授）

③専門委員：土屋俊幸（林業経済研究所・所長、日本自然保護協会専務理事、東京農工大学名誉教授）、淡田和宏（全国森林組合連合会組織部部長）

本年度の報告書のとりまとめは、志賀と早船が担当した。本報告書が SGEC 認証制度の発展と持続可能な森林管理の構築に貢献できれば幸いである。また、検討作業と現地調査、関係者会合の開催にご協力いただいた SGEC 事務局、認証・認定機関、認証取得組織の関係者の皆様にお礼申し上げる。

2024 年 3 月 20 日

森林管理制度研究会 代表 志賀 和人

## 目 次

### はじめに 1

#### I 本年度の検討課題と検討の進め方

- 1 検討の趣旨と本年度の検討項目 3
- 2 作業グループと検討体制 4

#### II 次期 SGEC 森林管理認証規格改正に向けた関係者会合

- 1 開催の趣旨と開催プログラム 5
- 2 開催あいさつ 6
- 3 SGEC・FM 認証規格検討 WG と検討事項 7
- 4 生物多様性の保全とネイチャーポジティブ 18
- 5 森林クレジットと森林認証の連携 38
- 6 SGEC・FM 規格に関する検討事項 43

#### III 質疑と意見交換

- 1 各報告に即した質疑 48
- 2 意見交換と補足意見 51
- 3 閉会挨拶 52

# I 本年度の検討課題と検討の進め方

## 1 検討の趣旨と本年度の検討項目

### (1) 検討の趣旨

本年度は、SGEC が 2003 年に設立されて 20 周年に当たる。SGEC は 2016 年に PEFC と相互承認し、PEFC 認証の管理団体として承認され、2021 年に第 2 期更新審査を迎えた。2018 年の PEFC 規格改正に対応するため、「持続可能な森林認証規格及びグループ森林管理認証検討会」を事務局内に組織し、SGEC・FM 規格改正案の検討を行ったが、2022 年 1 月に相互承認の継続が承認されたのを契機に同検討会作業グループを中心に森林管理制度研究会を組織し、次期規格改正及び PEFC の承認の更新に向けた課題を検討した。本年度は、昨年度の報告書で提起した SGEC・FM 認証規格に関する検討項目に関して、以下の作業グループと検討体制で具体化に向けた検討を進めた。

### (2) 本年度の検討項目

2022 年度報告書の「SGEC 本部の役割と検討課題」で指摘した以下の課題について、作業グループにより具体的検討を行い、利害関係者の意見を聴取した。

①生物多様性の保全と生態系サービス、脱炭素・気候変動対策：生物多様性の保全と脱炭素・気候変動対策に関する課題を検討し、本年度は全森連・農林中金による J-クレジット・サポート制度や自然保護団体等との連携のあり方と 2050 年ゼロカーボンシティ表明自治体や都道府県・森林組合等との連携を推進する。

②地域材振興施策と連携した SGEC・地域ロゴのデュアル表示：都道府県・市町村等の県産材・地域材振興施策と連携し、SGEC（国際基準に適合した森林管理表示）と地域材ロゴ（森林管理ユニットを単位とする管理者表示）のデュアル表示を検討する。

③2021 年「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」の付属書「運用ガイドライン」（2015 年 SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」を 2021 年改正で改訂）に準拠した検証項目・現地確認事項の検討：PEFC により承認された森林管理規格の認証業務を実行する認証機関に関する要求事項（PEFC ST1004 202X）への対応と併せて、SGEC 参考文書 1「森林管理認証審査の検証規格及び CoC 審査検証規格の現地確認事項」（2017 年制定）等を再検討する。また、生物多様性の保全や景観形成などに関する「森林管理単位(FMU)」と「それ以外の適切なレベルで適用すべき管理とパフォーマンスに関する要求事項」の区分と運用方針に関する検討を行う。

④認証機関に関する要求事項（PEFC ST 1004-2023）への対応と森林管理ユニット（FMU）のガバナンス強化：同 PEFC 規格施行への対応（3.25 レビュー、6.1.2.2 審査報告書の概要の公開、7.2.3.2 h）森林管理単位の数などへの対応方針）を検討するとともに次期更新承認審査に向けた標準とガバナンスの改善方針を検討する。

⑤関係組織との連携と広報戦略及び認証業務のデジタル化：PEFC 規格の「森林外樹木」や認証業務のデジタル化に関する対応も要検討と考えるが、本年度の検討事項からは除外した。

## 2 作業グループと検討体制

### (1) 作業グループの構成

上記の課題を検討するため、以下の作業グループを組織した。

- ①SGEC 事務局：梶谷辰哉（事務局長）、田中里美（企画部長）、三島征一（参与）
- ②森林管理制度研究会：志賀和人（林業経済研究所理事・フェロー研究員）、早船真智（森林総合研究所林業動向解析研究室研究員）、茂木も子（東京農業大学地域環境科学部准教授）
- ③専門委員：土屋俊幸（林業経済研究所・所長、日本自然保護協会専務理事、東京農工大学名誉教授）、淡田和宏（全国森林組合連合会組織部部長）

このほかに都道府県担当者・森林認証協議会事務局、認証・認定機関など検討課題に応じて、参考情報・意見聴取の機会を設けた。

### (2) 検討体制

以下の検討体制で本年度の検討を進めた。

《総括・SGEC 事務局との調整・報告書作成》

志賀和人・早船真智

《生物多様性保全、脱炭素・気候変動対策》

土屋俊幸（生物多様性保全とネイチャーポジティブ）

淡田和宏（森林クレジットと森林認証の連携）

《地域材振興と SGEC・地域材ロゴのデュアル表示》

志賀和人・SGEC/PEFC ジャパン事務局

《現地確認事項及び ST1004 対応》

三島征一・田中里美

### (3) 検討日程

以下の作業グループ打ち合わせと Web 会議を併用し、検討と意見聴取を行い、11 月 30 日に開催した「次期 SGEC/FM 規格改正に向けた関係者会合」で、SGEC・FM 認証取得組織・グループ認証協議会事務局、関係都道府県・市町村、認証機関・認定機関、林業・木材関連産業、研究・教育機関等の参加者 56 人と意見交換を行った。

- ①作業グループ打ち合わせ 第 1 回 6 月 29 日、第 2 回 9 月 7 日
- ②FM 認証機関、都道府県等の意見聴取（志賀）
- ③次期 SGEC/FM 規格改正に向けた関係者会合 11 月 30 日
- ④報告書のとりまとめ 2 月末原稿提出

## Ⅱ 次期 SGEC 森林管理認証規格改正に向けた関係者会合

### 1 開催の趣旨と開催プログラム

#### (1) 開催の趣旨

SGEC が 2003 年に設立されて 20 周年を迎えた。2022 年に PEFC 相互承認が更新されたのを契機に事務局内に SGEC/FM 規格検討 WG を設置し、次期更新承認の審査に向けた課題の検討に着手した。同 WG では、本年度の検討課題として地域材振興・脱炭素・生物多様性保全の地域実践に SGEC 認証として何ができるのかについて、FM・CoC 認証取得者、認証機関、国都道府県・市町村、森林組合関係者など、SGEC/PEFC 森林認証と地域材振興及び脱炭素・生物多様性保全問題に興味を持つ広範な方々との意見・情報交換を通じて、さらにその検討を進めることとした。

#### (2) 開催プログラム

10：00 開催あいさつ SGEC/PEFC ジャパン会長 前田直登

《FM 認証規格検討 WG メンバーからの報告》

10：10 SGEC・FM 認証規格検討 WG と検討事項 志賀和人

10：45 生物多様性の保全とネイチャーポジティブ 土屋俊幸

11：20 森林クレジットと森林認証の連携 淡田和宏

11：55 SGEC・FM 規格に関する検討事項 三島征一

12：10 (昼食・休憩)

13：10 報告に即した質疑(進行：志賀・早船・茂木)

参加者：会合参加者・報告者・SGEC 事務局

14：00 意見交換と討議(参加者：会合参加者・報告者・SGEC 事務局)

15：20 閉会あいさつ SGEC/PEFC ジャパン事務局長 梶谷辰哉

15：30 閉会

#### (3) 参加者 56 人(事務局・報告者を除く)

SGEC・FM 認証取得組織・グループ認証協議会事務局 15 人

都道府県・市町村 14 人

認証機関・認定機関 12 人

林業・木材関連産業 6 人

研究・教育機関 9 人

## 2 開催あいさつ 前田直登（SGEC/PEFC ジャパン会長）

SGEC/PEFC ジャパンの会長を務めております前田と申します。本日は、お忙しいなか、「次期 SGEC 森林管理認証規格改正に向けた関係者会合」に、対面並びに多数のオンラインの方々のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

SGEC 森林認証規格は 2003 年に我が国初の、そして唯一の規格として制定され、今年で 20 周年を迎えました。2016 年には PEFC の相互承認を受け、以来、国際的にも通用する規格に発展しました。SGEC の認証森林面積は近年順調に伸び続けるなかで、その規格については一昨年来より見直しが進められ、2021 年（令和 4 年）6 月には改正規格が施行され、2022 年にはその規格の PEFC 相互承認を得て、現在にいたっているところです。

このようななか、世界的には地球温暖化防止、生物多様性保全の規程が大きく取り上げられるとともに国内では地域の林業の活性化が大きな課題となっています。

そこで事務局内では、SGEC 森林規格を検討する当ワーキンググループを設置し、今後行われる次期規格改正と PEFC の承認の更新審査に向けた課題の検討に着手したところです。

このワーキンググループでは、本年度の検討課題として、地域材振興・脱炭素・生物多様性保全の地域実践を取り上げており、そのなかで、本日は『SGEC 認証に何が求められているのか？』について、ご参加の FM・COC 認証取得者、認証機関、国都道府県・市町村、森林組合関係者、教育機関等々の皆様、及び SGEC/PEFC 森林認証と地域材振興、脱炭素・生物多様性保全問題に興味を持つ広範な皆様との意見・情報交換を通じて、さらにその検討を深め進めることと致しました。

本日発表をお願い致しました、林業経済研究所理事・フェロー研究員、SGEC/PEFC ジャパン理事の志賀先生、林業経済研究所所長、日本自然保護協会専務理事、東京農工大学名誉教授の土屋先生、全国森林組合連合会組織部部長の淡田様には、お忙しいなかご準備をいただき、感謝申し上げますとともに、本関係者会合が SGEC/PEFC 森林認証の更なる発展の契機となりますことを祈念し、冒頭のあいさつといたします。

次期SGEC森林管理認証改正に向けた関係者会合・2023年11月30日

## FM認証規格検討WGと検討事項

地域材振興・脱炭素・生物多様性保全の地域実践支援

林業経済研究所・フェロー研究員 志賀和人

質疑・意見交換の進め方

### 1 SGEC20年の成果と課題

1.1 森林認証の30年とSGECの20年

1.2 「緑の循環」と地域材振興の実現

### 2 WGのねらいと検討事項

2.1 WGのねらいと構成

2.2 更新審査に向けた検討事項

2.3 主要国グループ認証の相違点

### 3 次期更新審査に向けた課題

3.1 SGECアイデンティティの構築

3.2 SGEC・地域ロゴのDual表示

3.3 森林管理ユニットのガバナンス

参考：森林管理ユニットと現場管理者



Biolley 調査法実験林(スイス旧クヴェー村有林、人口3,000人足らずの村の村有林に世界から視察者が訪れる)。

《参考文献》

志賀和人(2020)「SGEC森林認証制度の創設とその後の展開」、『山林』1634: 18-26頁

志賀和人ほか編著(2023)『地域森林管理の長期持続性：欧州・日本の100年から読み解く未来』

早船真智(2023)「スウェーデン・フィンランド・ドイツにおける中小規模森林所有者のグループ化構造：PEFCグループ認証の地域性」、『日本森林学会誌』105

1

## 質疑・意見交換の進め方

《FM認証規格検討WGメンバーからの報告》

10:10 FM認証規格検討WGと検討事項 志賀和人

10:45 生物多様性の保全とネイチャーポジティブ 土屋俊幸

11:20 森林クレジットと森林認証の連携 淡田和宏

11:55 SGEC・FM規格に関する検討事項 三島征一

12:10 (昼食・休憩)

《質疑と意見交換》

13:10 **報告に即した質疑** 進行：志賀・早船・茂木

参加者・報告者・SGEC事務局

14:00 **意見交換** 参加者・報告者・SGEC事務局

15:20 閉会あいさつ SGEC/PEFCジャパン事務局長 梶谷辰哉

15:30 閉会

《質疑と意見交換に関するお願い》

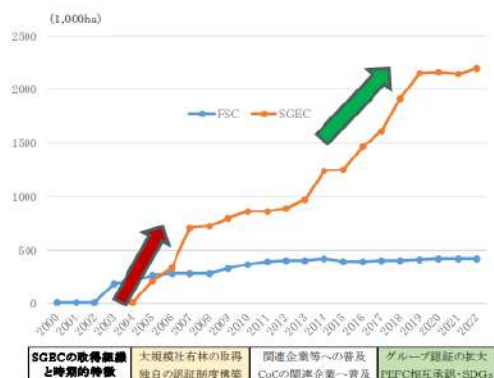
- ・ **午前中の報告に即した質疑** 質問は、チャットで(だれへの)質問か、質問者の氏名・質問内容(要点のみで良い)を12:40までに送付ください。
- ・ **意見交換** 事前に連絡いただいた意見のほか、時間の許す限り挙手またはチャットによる連絡いただいた方の発言をお願いします。指名後にご発言ください。



# 1 SGEC20年の成果と課題

## 1.1 森林認証の30年とSGECの20年

- SGEC設立準備期 ISO TC207/WG開催とPEFC設立、林野庁は「民間段階の市場対応」と判断、当時の専門委員はFSCとISO14001を選択。私は全森専務のご下命でオブザーバー参加。  
\* 報告者 2000年に全森連から筑波大へ(設立時WGメンバー、相互承認時のFM規格検討会主査・・・)
- 相互承認準備期 SGEC設立後、PEFCがEuropeanからEndorsement (承認)のEに(欧州から全世界に拡大)⇒相互認証の必須3条件:①法人化、②国際認定機関による認証機関認定、③各国規格のPEOLG(汎欧州オペレーションレベル・ガイドライン)準拠
- PEFC相互承認第1・2期 2018年PEFC規格改正に対応した2021年SGEC・FM規格改正⇒規格段階の国際updateの一段落(ISO規格とPEOLGのFM規格への組み込み)、次の1手は?



日本の森林認証取得面積の推移  
資料: FSC・SGEC資料より作成。面積は各年度末の実績である。

| 区分・年次 | 主要事項                                       |
|-------|--------------------------------------------|
| 1993  | FSC(Forest Stewardship Council, 森林管理協議会)設立 |
| 1997  | ISO・TC207/WG京都会議で森林認証への対応を検討               |
| 1998  | 森林・林業白書に認証・ラベリング登場、ISO-TR14061発行           |
| 1999  | PEFC(Pan-European Forest Certification) 発足 |
| 2000  | PEFCが北欧3国を相互承認、日本最初のFSC森林管理認証の取得           |
| 2001  | イギリス、カナダ、アメリカがPEFC加盟、林経協が認証構案「分科会」設置       |
| 2002  | オーストラリア、マレーシア、ブラジル、チリがPEFC加盟               |
| 2003  | SGEC設立、PEFCアジアプロモーションズ設置、PEFC現在の名称に変更      |
| 2006  | SGECが日本の森林認証取得面積でFSCを上回る                   |
| 2009  | SGEC認証の更新審査開始、森林認証制度検討委員会を設置               |
| 2010  | 同検討委員会答申に基づく作業部会設置(PEOLG準拠、認証機関認定)         |
| 2011  | SGEC任意団体から一般社団法人に移行                        |
| 2014  | JABがISO製品規格に基づく認証機関の認定を開始、SGECがPEFCに加盟     |
| 2015  | 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択               |
| 2016  | 日本政府持続可能な開発目標設置、SGECがPEFC認証管理団体として承認       |
| 2017  | 森林環境税・森林環境譲与税の創設決定                         |
| 2018  | PEFC規格改正(ST1002・1003等)、同改正に対応したSGEC規格検討に着手 |
| 2020  | 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延、東京2020五輪開催延期            |
| 2021  | SGEC認証規格の改正、SGECのPEFC再承認申請、東京五輪開催          |
| 2022  | PEFCがSGEC再承認(第2期)、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」等採択   |
| 2023  | 2021年改正規格による年次審査・更新審査完了(8月)、SGEC創設20周年     |
| 2024  | 森林環境税の課税開始、SGEC第3期戦略の構築と具体化                |
| 2025  | 大阪万博開催、PEFC再承認に向けたレビュー開始予定                 |

資料: SGEC資料等より著者作成。  
注: 昨年度報告書に掲載した表の時期区分を見直し、2025年までの予想される重要事項を追加した。 3

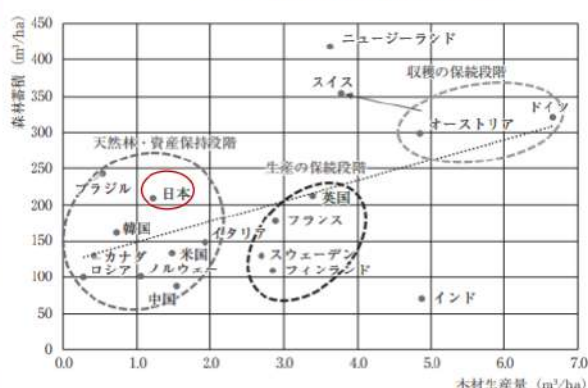
## 1.2 「緑の循環」と地域材振興の実現

- PEFC認証 46カ国2.8億ha(北米55%・欧州28%・アジア6%)、全世界の認証取得面積の71%
- 森林認証の現段階「森林認証をいかに取得するか」から、「地域森林管理の改善と新たな価値創造に向けた力量が問われる時代」に移行。

SGECの成果と課題評価(報告者の私見)

| 評価項目             | 成果 | 今後の課題            |
|------------------|----|------------------|
| 認証面積の拡大          | △  | グループ組織支援         |
| 認証取得組織の地域森林管理の力量 | ▲  | 管理ユニットのガバナンス構築   |
| 認証材利用・CoC        | ▲  | 認証材需要の拡大と地域材振興   |
| FM規格の国際標準化の促進    | ○  | 生物多様性・生態系サービスの充実 |
| 本部の支援体制          | △  | 連携・支援体制の強化       |
| 「緑の循環」の促進        | ▲  | 自治体・地域材振興施策との連携  |
| 顧客満足度の向上         | ?  | 産業・行政組織の価値向上支援   |

主要国1ha当たり森林蓄積と素材生産量(2020年)⇒「緑の循環」の伸びしろ?



- ドイツ語圏 標準伐採量を設定した連年経営が森林経営単位に確立
- 北欧 連年作業ではないが地域単位の安定的素材生産と更新を森林所有者協同組合が継続
- 日本の素材生産量/haは、ドイツの1/5・スイスの1/3、北欧Södra・Metsä Groupの素材生産量の1/1,000

4



## 2 WGのねらいと検討事項

### 2.1 WGのねらいと構成

- **WG設立の経緯** 2022年度の報告書(下記HPで公開)で20周年を迎えるSGEC認証の課題を検討し、次頁の「検討事項」を提案した。  
<https://sgec-pefcj.jp/d/20220329%20BCM%20ADVol%20Shiga%20Rep%20on%20REp%20tag.pdf>
- **検討のねらい** 下記のWGを組織し、具体化に向けた検討を行い、2023年度報告書を取りまとめ、SGEC本部に提言する。

#### 《2023年度WGの構成》

土屋俊幸(林業経済研究所所長、日本自然保護協会専務理事、林政審会長)

淡田和宏(全国森林組合連合会組織部部長)

梶谷辰哉(SGEC専務理事・事務局長)

田中里美(SGEC企画部長)

三島征一(SGEC参与)

志賀和人(林業経済研究所・フェロー研究員、SGEC理事)

早船真智(森林総合研究所研究員)

茂木もも子(東京農業大学地域環境科学部地域デザイン学研究室准教授)

- WGの構成は検討事項に応じて、随時、見直しを行う。本WG以外にも森林外樹木(TOF)、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)、気候変動に関連した情報開示(TCFD)への対応などに関する関係者の先導的取り組みを期待。

5

### 2.2 更新審査に向けた検討事項

1. **生物多様性の保全と生態系サービス、脱炭素・気候変動対策⇒土屋・淡田報告**。生物多様性の保全やランドスケープ管理などの「森林管理ユニット」と「それ以外の適切なレベルで適用すべき管理とパフォーマンスに関する要求事項」の区分や運用方針の明確化については、改めてSGEC本部で検討して欲しい。
2. **②地域材振興施策と連携したSGEC・地域ロゴのデュアル表示** 都道府県・市町村等の県産材・地域材振興施策と連携し、SGEC(国際基準に適合した森林管理表示)と地域ロゴ(森林管理ユニットを最小単位とする管理者表示)のデュアル表示⇒**先導的取り組みを期待**
3. **③付属書「運用マニュアル」に準拠した検証項目・現地確認事項** PEFCにより承認された森林管理規格の認証業務を実行する認証機関に関する要求事項(PEFC ST1004 202X)への対応と併せて、SGEC 参考文書1「森林管理認証審査の検証規格及び CoC 審査検証規格の現地確認事項」を管理ユニットにおけるガバナンスの充実の観点から再検証⇒**三島報告**
4. **④管理ユニットにおけるローカル書式の標準化とガバナンス構築**：次期更新審査に向けて、管理ユニットにおけるローカル書式の標準化とガバナンスに関する改善方向を見直す⇒**意見交換**  
➤ 関係者によるこれ以外の様々な取り組みも期待⇒**意見交換**

6



## 参考：森林生物多様性保全対策の地域事例 (スイス・ベルン州)

### 『森林生物多様性戦略2030』(2022)

- **インパクト目標 ランドスケープ、生息地、種の3段階の戦略を設定**
- ・ **自然林保護区** 50年間は契約により確保され、自然動態に委ねられる。
- ・ **特別森林保護区** 絶滅危惧種と生息地のために対策を講じ、契約により確保された地域。
- ・ **古木と枯木群落** 原生林と枯木群落は、少なくとも25年間契約により確保される。
- ・ **林縁の保全** ポテンシャルの高い林縁部(優先ゾーン1・2、水辺沿い)を整備し、維持する。
- ・ **森林放牧地(Wytweiden)の保全**
- ・ **生物生息地の樹木** 契約により確保された生息地の樹木の保全
- **日本に即した地域とSGECの取組みはどう構想できるのか。**

\* あくまでも地域の森林生物多様性保全対策の具体的イメージを描くための例示として示した。

### 行動原則(抄)

- ・ **近自然的施業**に関するアドバイスを通じて、森林の生物多様性促進やネットワーク構築のための統合的アプローチの可能性を拡大。
- ・ 専門的能力を備え、森林の生物多様性に関する知識をあらゆる活動分野で統合的に活用。外部パートナーとの協力を促進。
- ・ 省庁間協力を通じ、生物多様性対策を地域レベルのネットワーク化された計画に組み込む。
- ・ 市場志向の手段を開発し、森林の生物多様性の促進を契約による自然保護とともに実施。
- ・ 森林の生物多様性を効率的に促進することは、林業の構造的発展に不可欠な要素である。
- ・ 自然のプロセスを考慮し、州の政策優先リスト掲載種を含む生息地の保全に取り組む。
- ・ 地理的に的を絞る森林の生物多様性サービスを推進。可能な限り生息地の自然価値を高める機会として利用する。
- ・ 天然林保護区は、樹齢の高い生態学的潜在力の高い近自然的林分で実施。特別森林保護区と生息地保全は、優先森林群落や州の資金調達優先種5の指定種が存在する場合に利用。

7

## 2.3 主要国グループ認証の相違点

- ・ **協議会方式 県及び道県出先事務所単位のグループ認証が拡大**(事務局は、県森連・県・出先事務所等に置かれ、道県林務職員OB・県森連が担当)
- ・ **北海道** とち森林認証協議会(造林面積918ha・素材生産30万m<sup>3</sup>)、2019年度に上川(上川管内23市町村13森林組合)・はこだて(渡島管内13市町村8森林組合1企業)、るもい森林認証協議会4.4万ha(4森林組合・8市町村・1民間企業)の協議会方式が拡大し、管内の民有林認証林率が65~72%に拡大
- ・ **SGEC認証材の利用** 学校・道の駅等のプロジェクト認証は拡大しているが課題も多い。
- **FSCグループ認証** 天竜木材業振興協議会4.9万ha(事務局：浜松市林業振興課、市内森林組合・市有林・天竜森林管理署管内国有林)、岐阜県グループ1.3万ha(岐阜県治山課、県有林+2森林組合)など

SGECグループ認証のグループ主体・メンバーの例示

| 都道府県 | 名称・事務局・取得年・面積                                           | グループメンバー                        |                           | 単位:ha                            |
|------|---------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|----------------------------------|
|      |                                                         | メンバー                            | 認証面積                      |                                  |
| 北海道  | とち森林認証協議会<br>十勝広域森林組合内・2016年<br>125,110ha               | 帯広市・池田町等17市町村                   | 42,842                    | 人工林の循環利用とカラマツ主伐材の利用拡大            |
|      |                                                         | 十勝広域等12森林組合<br>17林家・3会社         | 79,361<br>2,907           |                                  |
| 長野県  | 佐久森林認証協議会<br>長野県林業コンサルタント協会<br>東信事務所内・2017年<br>25,234ha | 佐久市・川上村等9市町村                    | 16,606                    | 地方振興局単位の市町村・財産区<br>有林を核としたグループ認証 |
|      |                                                         | 12財産区<br>一部事務組合・共有林組合<br>県営林    | 6,632<br>346<br>1,650     |                                  |
| 岡山県  | 岡山県森林認証・認証材普及<br>促進協議会<br>岡山県林政課内・2017年<br>79,657ha     | 真庭市・津山市等4市1村                    | 11,534                    | 県主導の認証材普及と整備公社・真庭地区中心のグループ認証     |
|      |                                                         | 県営林・おかやまの森整備公社<br>真庭森林組合<br>2会社 | 30,699<br>35,898<br>1,525 |                                  |
| 愛媛県  | 愛媛県林業振興協議会<br>愛媛県森連内・2016年<br>43,303ha                  | 久万広域等13森林組合                     | 40,397                    | 森林組合と林業連携による県下一円のグループ認証          |
|      |                                                         | 4会社・1林家<br>県営林                  | 2,206<br>700              |                                  |
| 大分県  | 大分森林認証協議会<br>大分県森連内・2017年<br>20,220ha                   | 日田市・佐伯市等4市                      | 3,062                     | 県営林を中心とした県下一円のグループ認証             |
|      |                                                         | 会社・7森林組合等<br>県営林・森林ネットおおい       | 1,868<br>15,398           |                                  |

注：SGEC資料による(2018年12月現在)。

8



## フィンランド・スウェーデン・ドイツのグループ認証

| 区分                 | Finland                | Sweden                | Germany          |
|--------------------|------------------------|-----------------------|------------------|
| 認証面積<br>認証カバー率     | 1,886万ha<br>84%        | 1,632万ha<br>60%       | 870万ha<br>76%    |
| グループ単位             | 3地域⇒1組織                | 12組織                  | 13の州単位           |
| 認証主体               | 持続的森林管理<br>委員会(KMY)    | 森林所有者協<br>同組合等        | 地域作業部会           |
| 主な構成員              | 森林管理組合,<br>Metsä Group | Södra,<br>Mellanskog等 | 公有・私有林、森<br>林組合等 |
| PEFC管理団体<br>の事務局体制 | 3人                     | 1人                    | 6人+8人            |

資料: 早船真智(2021)を参考に作成。

- FM認証面積と認証林のカバー率 2000年代に現在の水準を達成
- グループ認証の単位 全国を1~13組織に集約(各国の代表的認証主体と構成員による標準化)
- 構成員の事業規模 SödraやMetsä Groupは、素材生産量2,000万m<sup>3</sup>規模の国際総合林産企業
- PEFC管理団体の事務局組織 少数精鋭で対応
- グループ認証の支援体制 フィンランド森林管理組合、KMY・地域森林管理委員会やスウェーデン森林所有者協同組合と林務行政の連携、PEFCドイツ地域アシスタントと多様だが手厚い支援体制を採用



資料: PEFC Germany JAHRESBERICHT 2016

- PEFCドイツの地域アシスタントの役割 地域森林報告書の作成、行動プログラムの開発、認証機関への申請、内部監査プログラムの実行等

9

## 3 次期更新審査に向けた課題

### 3.1 SGECアイデンティティの構築

- FSCとPEFC・SGECの何が違うのか(下表)
  - お互いの特徴を尊重し、切磋琢磨。その将来は認証取得者と市場・消費者の評価が決めていくことになる。SGECはその判断材料を可視化し、提供できているのだろうか。
- PEFC相互承認第3期への課題 ①生物多様性の保全と脱炭素・気候変動対策(J-クレジット)対応、②地域材振興施策と連携したSGEC・地域ロゴのデュアル表示、③管理ユニットの国際標準化とガバナンスの強化
  - 森林外樹木や現代的施業対応に関しては、だれか専門的見地から検討して欲しい。

#### PEFCドイツ・独自プログラム

PEFC地域ラベル、レクリエーションの森、クリスマスツリー・プランテーション認証(PEFC規格はあくまでその基盤)



HEIMISCHES HOLZ AUS [REGION]は、[〇〇地域]からの国産(地域)材の意味  
PEFCドイツのPEFC地域ラベル

資料: PEFC Deutschland (2014) Richtlinie für die Verwendung des PEFC-Regional-Labels, S2.

#### FSCとPEFC・SGEC認証の特徴の対比

| 比較項目      | FSC                | PEFC・SGEC            |
|-----------|--------------------|----------------------|
| 制度設立の推進主体 | 国際環境NGO            | 欧州諸国の産業・森林所有者団体      |
| 制度構築のねらい  | 「優良」な森林経営の選別と自然保護  | 重層的管理実態に即した選択肢の提供    |
| 主な認証対象林   | 比較的大規模な国有林・産業林主体   | 中小規模私有林・公有林等         |
| 主な認証単位    | 個別認証・グループ認証        | 地域・グループ認証、個別認証       |
| 主な対象市場の想定 | ニッチ市場(価格プレミアムの提唱)  | 地域材・国産材振興と需要拡大       |
| 認証基準のタイプ  | 現地審査によるパフォーマンス基準重視 | パフォーマンス・ISOシステム基準の併用 |
| 国際指標のルール化 | 国際原則の統一的適用を重視      | 自国制度尊重とボトムアップによる運用   |

資料: 著者作成。

10



## FM規格の階層性を踏まえた地域ガバナンスの強化

- **体系化の理念** 国際的枠組み準拠の明確化とボトムアップ・アプローチ重視
- **SGEC規格と運用の課題** PEFC/SGEC規格の階層性を踏まえた運用ガイドラインと検証項目、管理ユニット規約に注目（後述13頁）

PEFC/SGEC改正FM規格文書の階層構造

| 階層            | 項目数  | 国際標準        | 変更・アレンジの可否        |
|---------------|------|-------------|-------------------|
| 基準(Criterion) | 8基準  | PEFC ST1003 | 不可変               |
| 指標(Indicator) | 51指標 | PEFC ST1003 | 表現の変更・追加可         |
| 運用ガイドライン      | (可変) | PEOLG準拠     | 可変・付属文書としてPEFCの承認 |
| 検証項目          | (可変) | SGEC・認証機関文書 | SGEC/認証機関が策定      |

国際的枠組みへの貢献と「緑の循環」の促進(2021年FM規格改正時)

| 「緑の循環」の意義と現代性                                                  | 国際的枠組みへの貢献・連携                                                                     |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 森林資源の循環利用の促進<br>地域振興・エネルギー循環と連携した森林管理<br>森林産物の生産、流通加工と消費、廃棄の循環 | モントリオール及びヘルシンキ・プロセス、生物多様性条約、パリ協定、SDGs                                             |
| <b>SGEC規格の改正方針</b>                                             | PEFC規格改正に対応したSGEC規格改正、グループ認証に関するガバナンス・標準化の促進、生態系サービスと災害リスク対応、ジェンダー・多様な民族の共生と文化の尊重 |



11

## 3.2 SGEC・地域ロゴのDual表示

### 《地域材振興施策との連携》

- **Dual表示** SGEC(国際基準への適合性)と地域ロゴ(地域の顔の見える管理者と地域材の表示)の統合(右の表示イメージ)
- **FSCロゴとの差別化** ボトムアップによる国際標準化と「緑の循環」及び顔の見える地域材の管理責任の表示
- **ローカル認証としての先行事例** ユネスコエコパークによる地域資源の再評価とブランド化(必要な要素:地域性の発揮、対象地域と管理者、根拠とその保証、つくるところと住むところの重なり)を重視
- **地域ロゴの登録と公示** 認証取得者の先導的取り組みに基づき、SGEC本部が紛らわしい表示や不適当な表示をチェックするための最低限の審査、公示は必要か。その先に規格化やローカル認証化も検討?
- **FM認証取得組織の先導的取り組みとSGECの支援を期待。**
- **様々なローカル認証との連携も視野に?**



SGEC/31-01-01

都道府県産  
材・地域産  
材マーク等

- **国際的実施事例** PEFCドイツが「PEFC地域ラベルの使用に関する指針」を2014年に制定
- **「緑の循環」の含意** ①森林資源の循環利用の促進、②地域振興・エネルギー循環と連携した森林管理の促進、③森林産物の生産、流通加工と消費、廃棄の循環の促進」の統合的実践
- **同取組みを進める際の検討事項** 地域ロゴの表示単位や登録・管理体制をどうするかなど、その先導的取り組みを進めるなかで検討が必要か。

12



### 3.3 森林管理ユニットのガバナンス

- 現行の「国内認証取得状況・公示」SGEC/PEFC-FM認証事業者リスト No.・SGEC-FM認証取得企業・CB(認証機関)・有効期限・認証番号・商標ライセンス番号(SGEC・PEFC)・認証林面積・所在地・森林の所在地(市町村)が示されている。
- **公示事項の追加** PEFC及びSGEC森林管理認証規格の要求事項の遵守がFM認証組織とともに森林管理ユニットのレベルでの対応が求められている以上、**森林管理ユニットに関する情報(管理責任主体)がそこに表示されるべきか。**

PEFC「持続可能な森林管理－要求事項」(PEFC ST 1003:2018)

#### 4. PEFC 承認規格を適用する各国規格と組織の状況 4.1 総論

地域、国または準国の森林管理規格(以下、規格)が定める持続可能な森林管理の要求事項は、下記を満たさなければならない。

a) すべての要求事項の意図が森林管理ユニットのレベルで遂行されることにあることを確実にするための、森林管理ユニットのレベルまたは適切な他のレベルに適用される管理およびパフォーマンスの要求事項を盛り込む。

注意書: 要求事項が森林管理ユニット以外のレベル(例: グループや地域)で決められる状況の例として、森林の健全性モニタリングがある。**地域レベルにおいて森林の健全性モニタリングを実行し、その結果を森林管理ユニットレベルに伝達することで、この要求事項の目的は各々の森林管理ユニットが個別にモニターする必要なしに達成できる。**

b) 明瞭かつパフォーマンス・ベースであり、監査が可能である。

c) 確定された森林区域において、本要求事項との適合の達成に影響を与えるすべての森林施業者による行為に適用する。

d) 該当森林管理規格の要求事項への適合を証明する記録の保管を要求する。

13

### PEFC・SGEC規格の森林管理ユニット規定

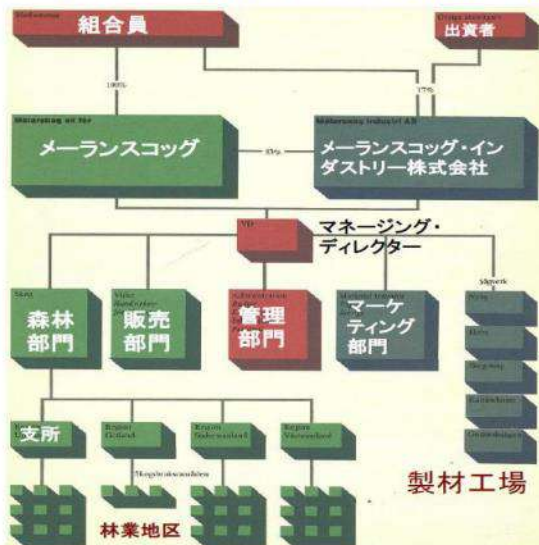
- **現行SGEC・FM規格の規定** PEFC規格と組織の定義に関して、同じ文言を使用しているがPEFCの原文「several forest management units」をSGEC規格では、そこだけ「**複数の森林管理主体**」にPEFC規格の「management units」の表現を「管理ユニット」から「管理主体」に意図的に変更している。
- **3.用語と定義** 3.24に森林管理ユニットの定義をSGEC規格に示したが、2019年度報告書の「行政区画や管理計画に基づく単独の管理者により明確に区分された管理単位」を「**森林計画制度上の森林計画や本規格に基づく森林管理計画に基づく単独の管理者により明確に区分された管理単位**」に変更している。
- 個人見解としては、認証規格における「森林管理ユニット」のような基礎概念は、国際通用性を持った定義とすべきであり、そこに日本独自の制度的規定や運用上の事情を持ち込むことは適当ではないと考える。
- **4.1 持続可能な森林管理の要求事項** a) SGEC森林管理認証規格の要求事項は、「森林管理ユニットレベルで遂行されることを確実にするため、**森林管理ユニットレベル又はそれ以外の適切なレベルで適用すべき管理とパフォーマンスに関する要求事項を盛り込む**」としている。それがグループ認証主体や森林管理ユニット単位にどのように運用されているか、その検証がSGEC認証の信頼性を確保するうえで重要であろう。
- **具体的提案** 参考資料に例示した「**〇〇森林認証協議会 FMU規約例**」のような規約を制定し、運用してみてはどうか。

14



## 参考：森林管理ユニットと現場管理者（北欧）

スウェーデン第2位の森林組合「小さな所有（平均50ha）」と大きな工場を結ぶ（1990年段階の33年前）



スウェーデン・ウプサラ近郊の森林地区を管轄するインスペクターと森林所有者協同組合傘下の製材工場（1990年）

- ・ **森林インスペクター** 担当地域の森林所有者と直接連絡を取り合い、森林管理サービスや木材販売の実施と全体の事業計画と地域森林管理・木材集荷計画の調整を行う。
- ・ さらに伐採届出を厳格に運用し、デジタルツールの活用とインスペクターの森林所有者と市場、作業組織、制度運用を繋ぐ長期的関係性と役割を重視（早船：2023）。

15

## スイス・オーストリアのゲマインデ・フェルスター

### 《スイスのゲマインデ・フェルスター》

- ・ ベルン州ラウターブルンネン村 村有林720haの経営（Betrieb）と森林管理区（Forstrevier）2,000haの森林管理に責任を持つフェルスター（Förster）：2001・02年に訪問、**州森林法と森林管理区契約に基づき**人件費の3割を州がゲマインデに交付金として支給  
《現在：2023年11月ベルン州政府HPで検索》
- ・ Förstersuche – Resultate（フェルスター検索：結果）市町村名を選択し、検索⇒
- ・ Zuständige Revierförsterinnen und Revierförster（森林管理区フェルスター）：**Ralf Schai +41 79 335 99 44 (Mobile)**  
Kontakt per E-Mail: [schai@forst-luetschinentaeler.ch](mailto:schai@forst-luetschinentaeler.ch)



ゲーテも滞在したという村の中心地シュタウプバッハ滝の下に林務事務所がある。

### 《オーストリア・チロル州ゲマインデ森林監視員：Gemeindewaldaufseher》

- ・ 森林管理区域毎に地域森林監視員が任命され、管理区域は通常1つの市町村や複数の市町村にまたがる。
- ・ 森林監視員は、森林所有者・利用者の最初の窓口となる。それぞれの市町村で必要不可欠な林業作業を行う。主な仕事は、林業のあらゆる問題で森林所有者を支援、助言し、販売組織と協力して、素材やエネルギー用材の共同利用を促進することも重要な任務。
- ・ 森林監視員は、管理区域が法的規定を遵守しているか監視し、溪流を検査し、危険な堆積物の除去を手配するなど自然災害の管理にも携わる。災害の被害調査や林道計画など、地方森林管理官を支援。**森林監視員の任務と権限は、チロル州森林法に規定されている（チロル州政府HP）。**

➤ 詳細は別添パンフ『地域森林管理の長期持続性』（2023）を参照。

16

## 参考資料 森林認証協議会 FMU 規約例（試案）

（目的）

第1条 ○○森林認証協議会○○管理ユニットは、構成員相互の協力により SGEC から森林認証を受けた森林について、認証規格に基づく森林管理を通じて、「持続可能な森林管理」と地域材振興による「緑の循環」を実現することを目的とする。

（名称）

第2条 このグループは、○○森林認証協議会○○管理ユニット」（以下「本管理ユニット」という。）と称する。

（所在）

第3条 本管理ユニットの事務所は、○○市○○（○○森林組合事務所）におく。

（構成員）

第4条 本管理ユニットは、○○市○○地域内に森林を所有又は、管理し、SGEC 規格、森林管理計画及び当規約を遵守することを文書により表明した法人又は個人、団体等をもって構成された森林管理計画の代表者で構成する。（別紙1「名簿」、別紙2「組織図」、別紙3「管理ユニット構成者の取得免許・資格等」）

（管理責任者）

第5条 本管理ユニットに管理ユニット管理責任者をおく。管理ユニット責任者は、○○森林組合長とする。

（役員）

第6条 本管理ユニットに次の役員をおき、管理ユニット総会の承認を経て管理ユニット責任者が構成員の中から任命する。任期は5年とし、再任を妨げない。

（1）管理ユニット監事

（管理責任者の業務）

第7条 管理ユニット責任者の業務は、次のとおりとする。

- （1）管理ユニットを代表し会務を総理すること
- （2）構成員の入会及び脱退、除名に関すること
- （3）認証規準を遵守するための規定、管理ユニット規約等の作成に関すること
- （4）管理ユニット業務を統括し、規準の遵守を指導、指示すること
- （5）規準不適合事項の改善対策に関すること
- （6）管理ユニット業務の集計、公表、公報に関すること
- （7）マーケティングに関すること
- （8）その他目的達成のために必要な事項に関すること

（監事の業務）

第8条 本監事の業務は、本管理ユニットの事業内容、経理の監査を行うものとする。

（構成員の業務）

第9条 構成員の業務は、次のとおりとする。

- （1）認証規格等を遵守した森林管理計画内の森林管理に関すること



- (2) 収穫物の販売
- (3) 管理ユニット責任者からの伝達文書の收受
- (4) 管理ユニット責任者への業務内容及び認証森林の異動等の報告
- (5) 個々の森林所有者との間で管理ユニット規約を遵守することを文書によって合意すること  
(会議)

第 10 条 本管理ユニットの会議は、管理ユニット総会（年 1 回以上）とし、管理ユニット管理責任者が招集し、議長となる。

2 会議は、半数以上の出席がなければ成立しない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、同数の場合は管理責任者が決する。

(議決事項)

第 11 条 管理ユニット総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 経費に関すること
- (2) 事業計画及び実績に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 管理ユニット規約の改廃に関すること
- (5) 重要な規準不適合事項の対策の承認に関すること

(入会、脱退及び除名)

第 12 条 本管理ユニットに入会しようとする者は、管理ユニット責任者に「入会申請書」（様式第 1 号）、「管理ユニット規約等遵守誓約書」（様式第 2 号）、森林所有者からの「SGEC 森林認証取得等合意書」（様式第 8 号）及びその他関係書類を提出する。管理ユニット責任者は「入会資格チェックリスト」（別紙 4）により確認し、入会要件に適合している場合は入会を承認し、「入会承諾書」（様式第 4 号）により通知するとともに、「登録台帳」（別紙 5）を作成する。なお、入会しようとする者が管理するすべての森林のうち一部を除いて入会する場合は、「除外森林説明書」（様式第 5 号）を提出しなければならない。

2 本管理ユニットを脱退しようとする者は、「脱退届出書」（様式第 6 号）を提出し、管理ユニット責任者がこれを承認し、「脱退承認書」（様式第 7 号）により通知する。

3 管理ユニット責任者は、次のいずれかに該当する場合、構成員を除名することができる。除名する場合には、その理由を付し通知する。（様式第 8 号）

- (1) 不適合事項に対する改善処置を行わない場合
- (2) ロゴマークの不正使用、表示違反があった場合
- (3) 負担金等を支払わなかった場合

4 管理ユニット管理責任者は、構成員の入会、脱退、除名及び認証森林面積の変更があった場合には、その半月以内に FM 認証管理責任者へ通知する。（様式第 9 号）

5 脱退承認及び除名通告を受けた構成員は、直ちに SGEC 及び認証機関の名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を管理ユニット管理責任者へ返却すること。

(文書管理)

第 13 条 管理ユニット責任者の管理する文書は、保存文書一覧（別紙 6）とし、管理方法は、次のとおりとする。

- (1) 管理文書一覧の原本を管理し、常に最新のものを維持すること
- (2) 文書類の更新があった場合は、速やかに構成員に配布すること
- (3) 構成員への文書の配布は、文書受払簿（別紙 7）に記録すること
- (4) 管理文書を情報公開すること

（会計）

第 14 条 本管理ユニットの毎年度の経費は、〇〇森林組合及び構成員からの負担金等をもって充てる。

（経費）

第 15 条 本管理ユニットの認証取得及び継続に関する経費は、認証林の管理面積等に応じて別途定めることとする。なお、年度途中で脱退又は除名処分された場合、納入された負担金は、返金しない。

（事業年度）

第 16 条 本管理ユニットの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事務局）

第 17 条 本管理ユニットに事務局を設け、〇〇森林組合におく。

（その他）

第 18 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理ユニット責任者が別に定める。

附則 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（様式及び別紙は省略）



2023年度SGEC/PEFC CB審査員等研修 2023年8月9日

## 生物多様性の保全 とネイチャーポジティブ

土屋俊幸

(一財)林業経済研究所／(公財)日本自然保護協会

東京農工大学名誉教授

### 簡単な自己紹介

- 所属：2019年度まで、東京農工大学大学院農学研究院 自然環境保全学部門 教授 →東京農工大学 名誉教授
- 現在は、
  - (一財)林業経済研究所 所長
  - (公財)日本自然保護協会 専務理事など。
- 専門：林政学
  - 研究分野：自然資源管理、保護地域管理、観光レクリエーションなど
    - ←国立公園・世界自然遺産地域の協働型管理運営のお手伝い(2011年～)
- SGECとのお付き合い
  - (社)全国林業改良普及協会 SGEC審査委員会 委員
    - 2005年～2012年
  - (財)林業経済研究所 SGEC審査委員会 委員
    - 2006年～2015年

## 簡単な自己紹介

- 今日の講義に関係する仕事
  - 研究者として：
    - 環境省OECM検討会委員（2020年度～、林野庁推薦）
      - ➡中央環境審議会自然環境部会「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」専門委員（2023年10月～）
    - 林野庁 生物多様性の保全に資する森林管理についての検討会 委員（2023年12月～）
  - 日本自然保護協会の会員・役員として：
    - OECM関連の事業化の検討（2021年度～）
      - ➡「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」事業（2023年～）
        - ネイチャーポジティブ特別委員会 委員（2023年～）
    - 「赤谷プロジェクト・みなかみユネスコエコパーク」20年の成果
      - 自然環境モニタリング会議 委員、同 地域づくりWG 委員 2006年～
  - 林業経済研究所の研究員として：
    - 林野庁「森林整備保全事業推進調査」 2021・2022年度
      - 生物多様性に配慮した施業の成果指標化の検討→「保持林業」

## 目 次

- 1. 生物多様性保全に関する世界の動向
  - 1) EUの動向
    - EU森林戦略2030
  - 2) ESG投資・TNFD
  - 3) 30by30・OECM
  - 4) 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」
    - ネイチャー・ポジティブ
- 2. 生物多様性保全に関する日本の動向
- 3. 森林認証との関係性
- 4. SGECの進むべき方向性

## 1. 生物多様性保全に関する世界の動向

### ■ 1) EUの動向

#### ■ EU森林戦略

- 環境政策統合としての「欧州グリーンディール」(2019年)
  - →農業・食料政策としての「Farm to Fork戦略」、森林政策としての「EU森林戦略」。
- EU森林戦略2030
  - 2021年7月、EU欧州委員会策定の政策文書。
  - 原生林の保護、皆伐の抑制、30億本の植林、持続的森林管理の指標の整備、モニタリングの強化、長寿命木材製品の利用拡大、木質バイオマス利用の制御等。
  - 旧森林戦略2013年が各構成国の取り組みを主な構成としていたのに対して、欧州委員会としての統一的な政策の展開に大きく踏み出そうとした。
  - ↔森林所有者、林産業界、加盟国との激しい論争を経て、マイルドに。しかし、先進的。

#### ➔EU 自然再生法案

- 日経記事 2023/11/11
  - 「EUの自然環境、2030年に2割再生 新規制で大筋合意」
  - EU全体で2030年までに30億本の植林

5

## 1. 生物多様性保全に関する世界の動向

### ■ 1) EUの動向

#### ■ EUTR: EU Timber Regulation 木材規則

#### ■ 2013年から運用

- EUに最初に木材を導入した業者に、DD(Due Diligence: デューデリジェンス)を義務化。
  - DD: 原産国、樹種、サプライチェーン、第三者の権利などについて、リスク管理（特定→アセスメント→緩和措置→リスクが無視できなければ購入しない）を自らの判断で実施する。
  - 森林認証はツールであって、リスク管理を免除するものではない。
- 日本の改正CW法（2023年）のレベルを10年前に実現。

6



## 1. 生物多様性保全に関する世界の動向

### ■ 1) EUの動向

#### ■ EUDR(EU Deforestation Regulation: 森林減少規制)

- 2023年6月 EUの公式の規制: 規則 (regulation) として成立。
  - 大規模事業者は18か月の移行期間、中小事業者は更に6か月の移行期間。
- これまでの違法伐採対策 (EUTR: EU Timber Regulation 木材規則) に替わり、より規制を強化。
  - 「合法性+森林減少・劣化リスク」への対応を求める。
  - 木材+農産物・その加工品が対象。
    - 禁止対象
      - 森林破壊に由来する(持続可能性)製品。
        - 森林破壊=森林の農地転換、人工林への転換
      - 原産国の法律に違反している(合法性)製品。
        - EUTRの規制対象(伐採に関する法律等)
        - 土地所有権、環境保護・森林関連規則(森林管理、生物多様性関係)、労働法など人権関係、先住民族に関する国連宣言等

7

## 1. 生物多様性保全に関する世界の動向

### ■ 3) ESG投資・TNFD

#### ■ ESG投資

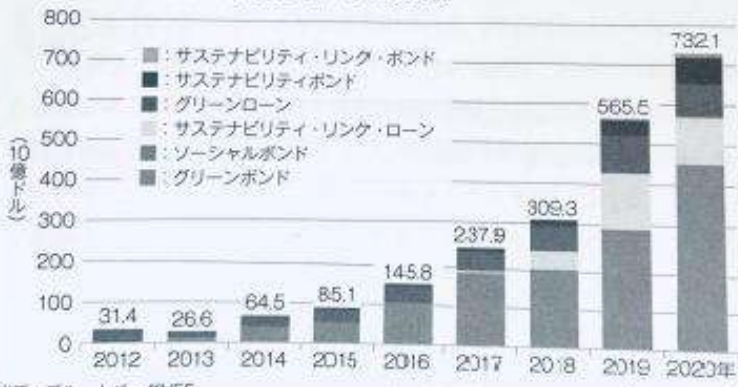
- 近年、財務情報に加え、企業の環境問題や社会的価値などへの貢献を含む非財務情報を踏まえた投資を行っているという動きが、世界的に市場で広がっている。
- その動きは、E(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)の頭文字をとって「ESG投資」と呼ばれる。ここ15年間で急拡大。
- ←発端は、2006年国連が提唱した「責任投資原則」PRI
  - 日本は、欧米と比べ遅れていたが、2015年に「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF)がPRIに署名したこときっかけに急拡大。

8

## ■ サステナブル投資／ESG投資の拡大



## ■ 世界のサステナブルな債券とローンの発行額



資料：藤田香『ESGとTNFD時代のイチから分かる生物多様性・ネイチャーポジティブ経営』日経BP、2023年

# 1. 生物多様性保全に関する世界の動向

## □ 2) ESG投資・TNFD

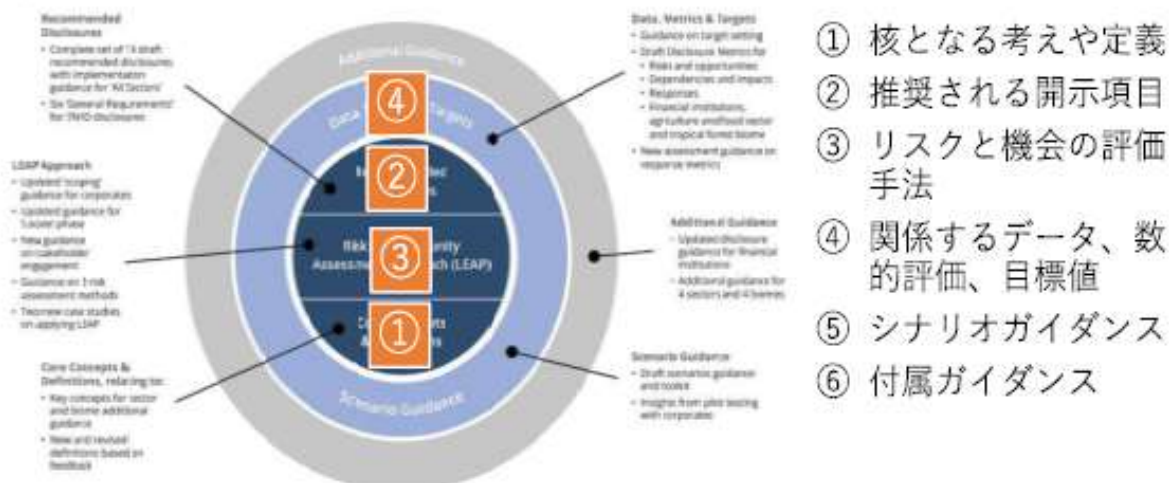
### □ TNFD

#### □ 自然関連財務情報開示タスクフォース

- 国連開発計画UNDP、国連環境計画金融イニシアティブUNEP FI、世界自然保護基金WWF、環境NGOグローバルキャノピーの主導で、2021年6月に発足。
- 企業に対し、ビジネスの自然への依存度や自然に対する影響、そのリスクと機会を評価・管理・報告するための枠組みを作り、財務情報としての開示を求める。
- ←ESG投資のための判断基準として。
- ←気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の自然版。

#### □ 2023年9月18日 最終提言v1.0公開

Figure 2: Updates to the TNFD beta framework in v0.8



| TCFD-Aligned Disclosure Recommendations                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Strategic                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | Climate                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | Water                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | Human Rights                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p><b>Strategic</b></p> <p>Disclosures should be aligned with the company's business strategy and its materiality assessment. The disclosures should provide information on the company's climate-related risks and opportunities, and how these are integrated into the company's business strategy and financial planning.</p> | <p><b>Climate</b></p> <p>Disclosures should be aligned with the company's climate-related risks and opportunities, and how these are integrated into the company's business strategy and financial planning. The disclosures should cover the company's greenhouse gas emissions, climate-related risks and opportunities, and the company's climate-related targets and metrics.</p> | <p><b>Water</b></p> <p>Disclosures should be aligned with the company's water-related risks and opportunities, and how these are integrated into the company's business strategy and financial planning. The disclosures should cover the company's water usage, water-related risks and opportunities, and the company's water-related targets and metrics.</p> | <p><b>Human Rights</b></p> <p>Disclosures should be aligned with the company's human rights-related risks and opportunities, and how these are integrated into the company's business strategy and financial planning. The disclosures should cover the company's human rights policies, human rights-related risks and opportunities, and the company's human rights-related targets and metrics.</p> |

### 開示項目：TCFDと「ほぼ」同じ柱。

ガバナンス：「担当役員がいるか?」、「マネージャーの役割は?」

戦略：A「短期・中期・長期で特定された、生物多様性への依存影響リスク機会（DIRO）」B「DIROに対する組織の対策は?」C「シナリオに応じたレジリエンスを高める手段は?」D「重要課題（生態系、生物多様性、水、その他）が関係しそうな場所」は?」

リスクと影響管理：A「DIROの特定プロセス」A「上下流のDIRO特性プロセス」B「DIRO管理や手続き」C「特定とリスク管理」D「関係するステークホルダーとの関係づくり」

数値的目標やターゲット：A「リスク管理上の測定基準」B「依存や影響場の測定基準」C「DIROのターゲットやゴール」



【図表1】 TNFD開示推奨項目

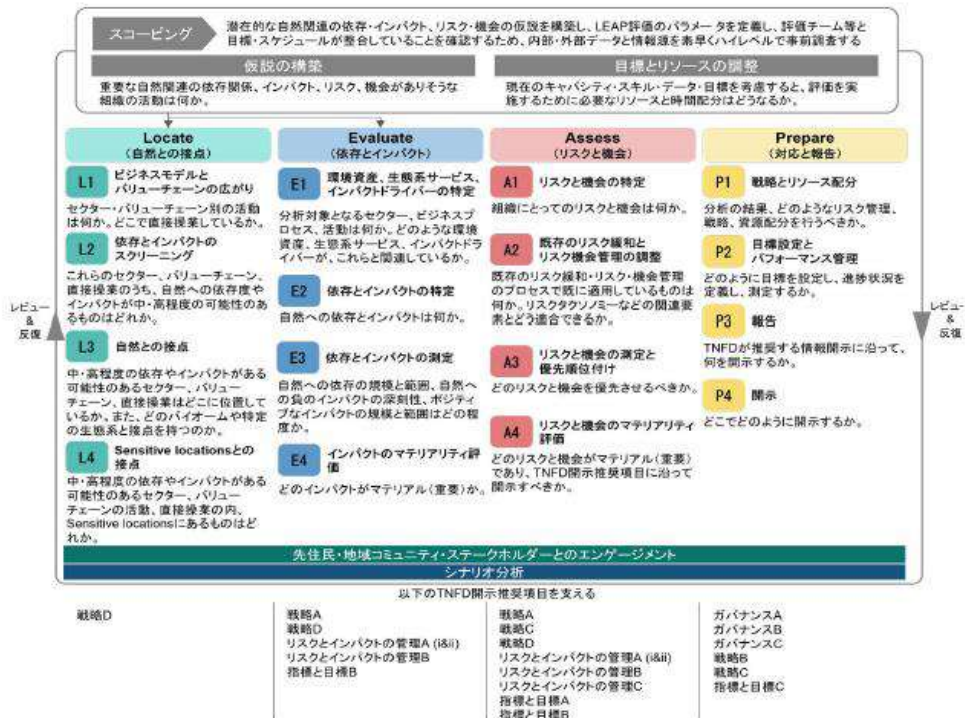
| ガバナンス                                                                           | 戦略                                                                               | リスクとインパクトの管理                                                                   | 指標と目標                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。                                          | 自然関連の依存とインパクト、リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える影響を、そのような情報が重要である場合に開示する。                 | 組織が、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会をどのように特定、評価、管理しているかを開示する。                              | 重要な自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し管理するために使用される指標と目標を開示する。              |
| A. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する取締役会の監視について説明する。                                     | A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会について説明する。                            | A. (i) 組織が直接操作において、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定、評価、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。         | A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、重要な自然関連リスクと機会を評価し管理するために使用している指標を開示する。 |
| B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。                                | B. 自然関連の依存とインパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与える影響について、移行計画や分析と合わせて説明する。 | A. (ii) 上流・下流のバリューチェーンにおいて、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定、評価、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。 | B. 自然への依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用する指標を開示する。                      |
| C. 先住民、地域コミュニティ、影響を受けるその他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、取締役会と経営陣による監督について説明する。 | C. 様々なシナリオを考慮しながら、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。                                          | B. 自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するための組織のプロセスを説明する。                                   | C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用している目標と、目標に対するパフォーマンスを説明する。 |
|                                                                                 | D. 優先地域の要件を満たす、組織の直接操作における資産、活動拠点の場所を開示する（可能な場合にはバリューチェーンの上流、下流も対象とする）           | C. 自然関連リスクの特定、評価、優先順位付け、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれ、報告されているかについて説明する。       |                                                                 |

（出所） TNFD "Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures" より当社仮訳

出典：三菱UFJ&リサーチコンサルティング

13

【図表2】 LEAPアプローチ



（出所） TNFD "Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures" より 当社仮訳

出典：三菱UFJ&リサーチコンサルティング

14

## 1. 生物多様性保全に関する世界の動向

### ■ 3) 30by30・OECM

- 2030年までに各国の領土内の陸域、海域のそれぞれ30%以上を保護地域及びOECMとする施策。

- 2021年G7 自然協約で先進国間の公約化。

- 生物多様性条約COP15（2022）で国際公約化。

### ■ OECM拡大施策

- other effective conservation measures

- 生物多様性以外の、林業を含む管理目的を持った自然資源の管理が、結果として生物多様性保全に貢献している場合、それをOECMと認定し、積極的に保全していこうとする施策。

※必ずしも、世界各国がこの施策に集中して取り組んでいるわけではない。日本は世界的に見ても、かなり先行的に取り組んでいる状況。

15

## 1. 生物多様性保全に関する世界の動向

### ■ 4) 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」

- 2022年暮れまでの生物多様性条約締約国会議（COP15）で決定された、愛知目標に代わる2030年までの国際目標。

### ■ ネイチャーポジティブ Nature Positive

- 「枠組」における新たな考え方を示した総称。枠組自体では単語としては使用されていないが、説明文書等では多用。

- 環境省仮訳は「自然再興」だが、あまり使われず。

- 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」。

- これまでの生物多様性保全施策に加えて、気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携することにより、相乗効果を期待。

### ■ 2030年ターゲット

- 1 生物多様性へ脅威を減らす。

- 30by30はここ。

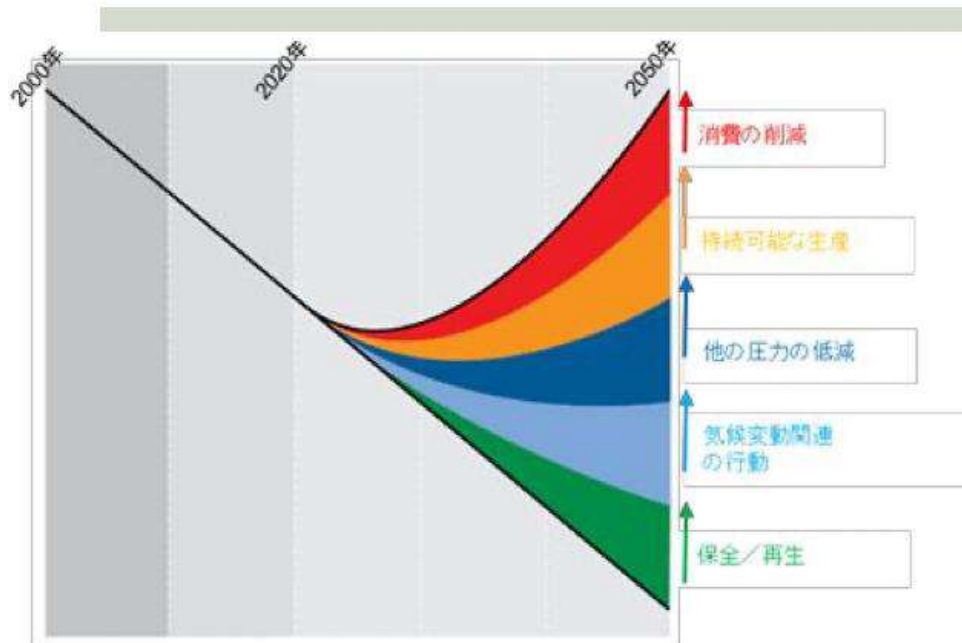
- 2 人々のニーズを満たす。

- 3 ツールと解決策

- TNFDはここ。

16





図：生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の組み合わせ

出典：Global Biodiversity Outlook 5(Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2020)

17

| 昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2050年ビジョン<br>自然と共生する世界                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2030年ミッション<br>自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2050年ゴール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2030年ターゲット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p><b>A</b> 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加</p> <p>・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加</p> <p>・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護</p> <p><b>B</b> 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化</p> <p><b>C</b> 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献</p> <p><b>D</b> 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保</p> | <p><b>(1) 生物多様性への脅威を減らす</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.すべての地域を参加型・統合的に生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く</li> <li>2.劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く</li> <li>3.陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全（30 by 30目標）</li> <li>4.絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保。人間と野生生物との軋轢を最小化</li> <li>5.乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする</li> <li>6.侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減</li> <li>7.環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減</li> <li>8.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化</li> </ol> <p><b>(2) 人々のニーズを満たす</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9.野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす</li> <li>10.農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献</li> <li>11.自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化</li> <li>12.都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保</li> <li>13.遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分的大幅な増加を促進</li> </ol> <p><b>(3) ツールと解決策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>14.生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民協定に統合することを確保</li> <li>15.事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するのための措置を講じる</li> <li>16.適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減</li> <li>17.バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立</li> <li>18.生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大</li> <li>19.あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加</li> <li>20.能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化</li> <li>21.最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする</li> <li>22.女性及び女児、こども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保</li> <li>23.女性及び女児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保</li> </ol> |
| 実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り組み                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

18



## 2. 生物多様性保全に関する日本の動向

### ■ 1) 30by30

- 環境省は、陸域で20%、海域で10%台の保護地域割合を急激に増大させることは無理なことから、OECMの制度化にによる推進を指向。
  - 2020年度から「OECM検討会」を発足させて検討開始。
    - 陸域は、保護地域内外で、民間が生物多様性保全を進める経営体を認定するという新しい制度を捻り出し前進するが、海域はそもそもの定義と設定の困難さ（情報不足）で難航。
  - ➔ 「自然共生サイト」認定制度の発足。
    - 2022年度試行（56サイト）
    - 2023年度から本格認定開始。
      - 前期 122サイト認定（22年度試行サイトを含む）。
  - 法制度化の検討開始
    - 中央環境審議会自然環境部会「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」（2023年10月～）
      - 11/27 答申案検討→パブコメ→1/23 答申

19

## 保護地域及びOECMの関係性とそれぞれの定義

|                 |                       |                           |      |      |
|-----------------|-----------------------|---------------------------|------|------|
| 国土全体            | 生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域 | 生物多様性保全が主目的でない<br>貢献しない地域 | 保護地域 | OECM |
|                 |                       |                           |      |      |
| ※四角の大きさは割合を表さない |                       |                           |      |      |

|                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護地域の定義（CBD第5回国別報告書により報告）                                                                                                                                                                                               |                                                                                              |
| ○陸域及び内陸水域                                                                                                                                                                                                               | 生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域                             |
| 自然公園（自然公園法）、自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）、自然環境保全地域等（自然環境保全法）、鳥獣保護区（鳥獣保護法）、生息地等保護区（種の保存法）、近郊緑地特別保全区域（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）、特別緑地保全地区（都市緑地法）、保護林（国有林野の管理経営に関する法律）、緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）、天然記念物（文化財保護法）、都道府県が条例で定めるその他保護地域 |                                                                                              |
| ○沿岸及び海域                                                                                                                                                                                                                 | 海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域 |
| 総合海洋政策本部による「海洋保護区」、自然公園（自然公園法）、自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）、自然環境保全地域等（自然環境保全法）、鳥獣保護区（鳥獣保護法）、生息地等保護区（種の保存法）、天然記念物（文化財保護法）、保護水面（水産資源保護法）、沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）、都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）、共同漁業権区域（漁業法）                |                                                                                              |
| OECMの定義（CBD-COP14において採択、環境省による仮訳）                                                                                                                                                                                       |                                                                                              |
| 保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期的成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの                                                                                                  |                                                                                              |

※四角の大きさは割合を表さない

20

## 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」は、  
例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、  
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、  
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、  
都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、  
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、  
遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、  
試験・訓練のための草原・・・

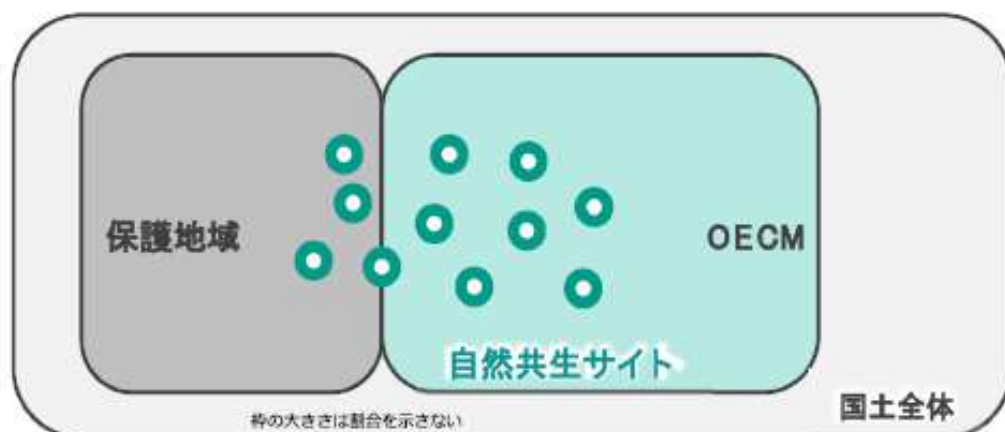
といったエリアのうち、  
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず  
生物多様性の保全が図られている区域を想定

21

## 自然共生サイト

「自然共生サイト」 ≠ OECM

「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」  
として環境省の認定を受けた区域。



22

表 「自然共生サイト」認定（試行）サイト数（2022 年度）

|         | 工場 | 都市 | 里地 | 里山 | 奥山 | 計  |
|---------|----|----|----|----|----|----|
| 企業（林業）  | 0  | 0  | 0  | 1  | 2  | 3  |
| 企業（林業外） | 18 | 5  | 2  | 8  | 5  | 38 |
| 団体      | -  | 1  | 2  | 2  | 2  | 7  |
| 自治体     | -  | 0  | 3  | 0  | 0  | 3  |
| 研究教育機関  | -  | 0  | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 個人      | -  | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  |
| グループ    | -  | 0  | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 計       | 18 | 6  | 8  | 13 | 11 | 56 |

注：サイトの管理主体、所在地域の区分は、土屋の私見による。

資料：令和4年度第1、2回「OECMの設定・管理の推進に関する検討会」資料、環境省

## 2. 生物多様性保全に関する日本の動向

- 1) 30by30（つづき）
  - 環境省独自の「自然共生サイト」を先行させるが、
    - 民間の制度との連携
      - ABINC（（一社）いきもの共生事業推進協議会）
        - 事務所・住宅・工場緑地等の生物多様性認証（ABINC認証）実施
        - 環境省と連携協定 2023/9/14
          - 事務局予備審査及び審査委員審査（認定相当審査）
        - 森林認証も候補に入り得る。
      - 他省庁の制度（農林水産省、林野庁、国土交通省等）との連携も同時並行で進める。
    - 林野庁の動き
      - 国有林
        - 保護林体系におけるOECM対応（緑の回廊の拡大？）
      - 民有林
        - 林野庁「生物多様性の保全に資する森林管理についての検討会」（2023年12月～）
          - 森林経営計画の中にOECM的部分を組み込むことができるか？



## 2. 生物多様性保全に関する日本の動向

### ■ 2) ネイチャー・ポジティブ

- 2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定。
  - 「ネイチャーポジティブ実現」を全体目標として掲げる。
- J-GBF（2030生物多様性枠組実現日本会議）の提唱で、自治体・企業等による「ネイチャーポジティブ宣言」提唱。
- NACS-Jが「日本版ネイチャーポジティブ・アプローチ」の取り組み開始宣言。

25

### 生物多様性国家戦略2023-2030の概要



1. 位置づけ
  - ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
  - ・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
2. ポイント
  - ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
  - ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
  - ・自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進
3. 構成・指標
  - ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定
  - ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理
  - ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）

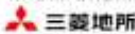


26

## 2. 『日本版ネイチャーポジティブアプローチ』 NACS-Jが2023年5月22日に発表

- 市区町村から日本のNPを実現
- 連携を構築（ネットワーク）して、市区町村のNPを実現
- 市区町村のNPに向けた取組を認証する制度を構築
- モデル地域である、みなかみ町、所沢市で実践し、2025年に60市区町村に拡大
- IUCN-NPアプローチなど国際的な流れに適合
- NP特別委員会で科学性を担保





三菱地所



みなかみ町  
MINAKAMI TOWN



日本自然保護協会

報道関係各位

2023年3月1日

三菱地所株式会社  
群馬県みなかみ町  
公益財団法人日本自然保護協会

**国内初、企業版ふるさと納税を活用し  
群馬県みなかみ町でネイチャーポジティブに向け  
新たな活動を始動**

**三菱地所・みなかみ町・日本自然保護協会の3者で連携協定を締結**

公益財団法人日本自然保護協会（以下「日本自然保護協会」）は、群馬県みなかみ町（以下「みなかみ町」）で、ネイチャーポジティブ®️を推進した新たな活動を始動します。これに伴い、三菱地所株式会社（以下「三菱地所」）、群馬県みなかみ町、日本自然保護協会の3者で、2023年2月27日に、10年間の連携協定を締結しました。

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）でも注目される生物多様性の喪失は、今後10年で最も急速に悪化するリスクのひとつとも恐れられ、気候変動とも世界地球環境についての世界的な重大課題となっています。課題解決に向け、政府、企業を含むあらゆるセクターによる一層の取り組みが必要とされています。

本「ネイチャーポジティブ」とは、生物多様性の損失に歯止めをかけ、自然を回復させること、COP15でも議論の中で「ネイチャーポジティブ」な社会を構築することが国際社会の動きと一致、そのための取組が求められています。

今回、国庫庫の水源地である利根川の源流部に位置するみなかみ町、その流域である丸の内エリアを中心に事業を展開する三菱地所、環境NGOとして生物多様性の保全に高い専門性を持つ全国で活動する日本自然保護協会の3者が協定を結び、新たに生物多様性の保全、復元へ取り組みます。企業・行政・NGOが一体となって連携し、それぞれの知見を活かしながら、ネイチャーポジティブな社会の実現を目指します。

本取り組みには、企業版ふるさと納税制度（正式名称「地方創生応援税制」）を活用し、三菱地所は、みなかみ町に「環境・生物多様性保全活動への支援」として、協定期間内にも償目の寄付を予定しています。世界的にも生物多様性保全へ大規模な資金拠出が必要とされる中、同制度を活用した国内初の大規模な取り組みとなります。



▲左から、三菱地所 代表取締役 中野良一氏、みなかみ町長 町田賢一氏、日本自然保護協会 代表理事 坂野隆彦氏（右）

### 3. 市区町村のネイチャーポジティブに向けた取り組み



- ① 市長の『ネイチャーポジティブ宣言』
- ② 地域の専門家やナチュラリストのワークショップによる生物多様性重要地域と保全上の課題の抽出
- ③ 重要地域の保全と、課題を解決するための保全計画（生物多様性地域戦略等）の策定  
※既存の計画でも可能  
計画に、以下が含まれることがポイント  
生物多様性保全×地域課題解決、ネイチャーポジティブな効果測定
- ④ 保全計画の実施と効果測定

## 2. 生物多様性保全に関する日本の動向

### □ 3) ESG投資・TNFD

#### □ TNFDフォーラム

- TNFDをサポートする国際組織。日本の官公庁、企業、NGOが多数加入。

#### □ 例えば「Finance Alliance for Nature Positive Solutions」

- このアライアンス（03/13/23キックオフイベント）は、三井住友フィナンシャル（SMBC）グループ、三井住友海上火災保険（MS&ADインシュアランス）グループ、日本政策投資銀行グループ、農林中金グループなどが参画するもので、TNFD等への対応で悩んでいる企業に対して「ソリューション」を提供するなどの活動を共同で行なっていくとしている。
- 議論の中のキーワードは、TNFDと定量化。



### 3. 森林認証との関係性

#### □ TNFDとの関係性

##### □ FSCの見解

##### □ FSCとTNFDの親和性

##### □ 南三陸森林管理協議会(MFSA)の佐藤氏講演

- 「FSCはLEAPに対して有効」：FSC-FM認証の要求事項は、TNFDのLEAPで求められる情報を最低限ほぼ応えることができる。；ただし、TNFDで挙げている全てのリスクや機会をカバーしているわけではない。；現在、MFSAが公開しているKPIはあるが、TNFDのLEAPを実施して、KPIの改善にはつなげられる見通し。

| LOCATE<br>発見 | EVALUATE<br>診断                 | ASSESS<br>評価<br>上：リスク<br>下：機会  | PREPARE<br>準備    |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------|
| L1 フットプリント   | E1 関連する環境資産<br>と生態系サービスの<br>特定 | A1 リスクと機会の<br>特定               | P1 戦略とリソース<br>配分 |
| L2 自然との接点    | E2 依存関係と<br>インパクトの特定           | A2 既存リスクの軽減<br>およびリスク・<br>機会管理 | P2 パフォーマンス<br>測定 |
| L3 優先地域の特定   | E3 依存関係の分析                     | A3 追加のリスク軽減<br>およびリスク・<br>機会管理 | P3 報告            |
| L4 セクターの特定   | E4 インパクトの分析                    | A4 リスクと機会の<br>マテリアリティ評価        | P4 公表            |

■ 整合する審査項目がある   
 ■ 一部整合する審査項目がある   
 ■ 直接整合する審査項目はない   
 ■ 該当しない (NA)

図9：LEAPとFSC審査項目との整合性まとめ（出典：WWFジャパン作成）

出典：『TNFD が推奨する開示 企業と自然の依存と影響 ～南三陸森林管理協議会 FSC® 認証林における LEAP 検証を事例に～』WWF ジャパン 2023 年 9 月(第 1.1 版)

### 3. 森林認証との関係性

- 自然共生サイト・OECMとの関係性
  - 自然共生サイト
    - 2023年度前期認定サイト のうち森林認証林等
      - マテリアルの森 手稲山林 北海道札幌市 1,230ha、三菱マテリアル(株)
      - 日本製紙 鳳凰社有林 山梨県韭崎市、1,359.2ha、日本製紙(株)
      - トヨタ三重宮川山林 三重県多気郡大台町、1690ha、トヨタ自動車(株)
      - アサヒの森 甲野村山 広島県庄原市、408ha アサヒグループホールディングス
      - 橋本山林 徳島県那賀町、113.2ha NPO法人 持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会
  - 林野庁の対応
    - 自然共生サイト以外のOECMの制度的認定ができるか？
      - 森林経営計画制度等
    - OECM以外の「昆明・モンテリオール枠組」2030年ターゲット（1）の2「劣化した生態系の効果的回復」への対応

33

### 4. SGECの進むべき方向性

- OECM、TNFDを梃子に、SGECにおける生物多様性の配慮を強化することは必要ではないか。それが森林所有者にとってのインセンティブにもなりうる。
  - ←企業の関心
    - 投融資の誘引
      - ←企業としての価値の向上
  - ←社会的な認知
    - ←世界的な潮流への対応
  - ←地域振興への貢献

34

## 4. SGECの進むべき方向性

- 例えば、OECMについては、森林計画の特任制度創設などによって、自然共生サイトに求められているモニタリングの実施が免除される可能性はある
- TNFD対応としては、そうした外形的な対応ではなく、やはり実質的な生物多様性面での「進化」が図られるべきでは。
- 生物多様性を向上させる（ネイチャーポジティブ）取り組みを客観的に提示できる仕組みを導入すべきでは。
  - 例えば、ABICの「土地利用通信簿」「生物モニタリングシート」的な仕組みの開発・導入。

35

表1. 土地利用通信簿\*の評価項目と配点

|                             | 項目番号 | 項目名                       | 評価内容                                | 配点  |
|-----------------------------|------|---------------------------|-------------------------------------|-----|
| 生物多様性に貢献する環境づくり<br>パート1     | 1    | 生物多様性に貢献する面積の大きさ          | 敷地内の樹林・草地の植、屋上緑化、水面、非舗装面が占める割合      | 10  |
|                             | 2    | 緑の構造                      |                                     |     |
|                             | 2-1  | 樹林の高さと階層構造                | 樹林の高さ、階層構造をなす要素の有無（高木層、低木層、草本層）     | 6   |
|                             | 2-2  | 樹林・草地の連続性                 | 樹林から草地へのエコトーンの変化とその幅                | 2   |
|                             | 2-3  | 草地・芝地の構造                  | 種構成、刈高                              | 3   |
|                             | 2-4  | 水辺の構造                     | 水辺の護岸方法、抽水植物の有無                     | 5   |
|                             | 3    | まとまりのある緑地作り               | 敷地内に一つの塊として存在する緑地の面積                | 5   |
|                             | 4    | 植生を支える土壌の厚みと土質            | 地盤の種類、人工地盤ではその厚さ                    | 6   |
| 生物多様性に配慮した維持管理<br>パート2      | 5    | 周辺環境との調和（生態系ネットワークの創出）    | 周辺地域の自然環境や成り立ちに関する調査に基づいた緑地設計・管理    | 8   |
|                             | 6    | 地域に根ざした植生の創出              | 樹木や草本の地域性（地域性種苗、在来種、外来種）            | 3   |
|                             | 7    | 生物多様性に貢献する質の高い屋上や壁面の緑地の創出 | 屋上緑化の立体性、植生の種構成                     | 5   |
|                             | 8    | 動物の生息場所や移動経路に対する配慮        | 小川の蛇行化や排水溝の緩斜面化など生物の生息や移動に配慮した取組    | 5   |
|                             | 9    | 化学物質の適切な管理                | 化学肥料・除草剤・殺虫剤等化学薬品の使用頻度・方法           | 8   |
| 生物多様性に配慮したコミュニケーション<br>パート3 | 10   | 水循環への配慮                   | 貯水槽、透水性舗装の使用など雨水の有効利用や地下水涵養に配慮した水管理 | 3   |
|                             | 11   | 物質循環への配慮                  | コンポスト化や落葉・落枝の自然分解など発酵材の利用           | 3   |
|                             | 12   | 指標生物のモニタリングの活用            | 緑地を利用する生物の調査の頻度と内容、および管理・設計への活用     | 10  |
|                             | 13   | 外来生物に対する対策                | 外来生物に対する管理ルール・駆除                    | 3   |
|                             | 14   | 地域及び専門家との連携               | 地域のステークホルダーとの連携した取組の実施              | 3   |
|                             | 15   | 事業所における人材の育成と配置           | 生物多様性への貢献を推進する人材の育成と配置              | 3   |
|                             | 16   | 社員の参画                     | 事業所の緑地を利用した社員向け環境教育の実施              | 3   |
|                             | 17   | 社外向けの環境教育プログラムの推進         | 事業所の緑地を利用した社外向けの環境教育の実施             | 3   |
|                             | 合 計  |                           |                                     | 100 |

出典：岩淵・増澤・三輪・小黒・横山・中野「生物多様性への貢献を主眼とした企業緑地評価ツール及び簡易生物調査ツールの性能評価」『農林生態学』19(1)、2014年

36







聞いていただいて  
ありがとうございます。

39

令和5年11月30日（木）

次期SGEC森林管理認証改正に向けた関係者会合

参加者限

## 森林クレジットと森林認証の連携



全国森林組合連合会

### J-クレジット制度とは

J-クレジット制度は、企業や自治体等が実施する省エネ・再エネ設備の導入や**森林管理等の活動**（「プロジェクト」という）により達成されたCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を制度管理者である**国が認証**し、認証分の「**クレジット**」を発行する制度（経済産業省・環境省・農林水産省）。制度事務局は国から委託を受けた「みずほリサーチ&テクノロジーズ」が務める。

プロジェクト実施者は発行されたクレジットを市場で販売することにより、省エネ・低炭素投資・**森林整備**等をさらに促進することが可能になるなど、クレジットの活用を通じて国内での**資金循環**を促すことで**環境と経済の両立**を目指す仕組み。

プロジェクトの適用範囲や排出削減・吸収量の算定方法等は、「**方法論**」と呼ばれる文書に規定されており、J-クレジット制度においては、2023年10月末時点で**合計69の方法論が策定**されている。**吸収系の方法論**である「**森林管理プロジェクト**」は、**3つの方法論**がある。



### 森林管理プロジェクト（吸収系の方法論）

|                       |                                                                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林経営活動方法論<br>(FO-001) | 森林法第11条の規定に基づく森林経営計画を作成し、一定のまとまりを有する区域を対象として、中長期的な視点で森林経営（森林の施策及び保護）を計画的に実施することにより、森林が貯えている炭素蓄積の増加分を吸収量として算定するもの |
| 植林活動方法論<br>(FO-002)   | 2012年度末時点で森林でなかった土地に植林を行った上で、森林経営計画に組み込むことで長期的な森林経営を行う場合に、その成長過程での吸収量を算定するもの                                     |
| 再造林活動方法論<br>(FO-003)  | 森林の土地の所有者以外の者又は再造林を目的として造林未済地を取得する者が再造林を行う場合に、その林分が16年生に達するまでの森林吸収量を算定するもの                                       |

※ 出典）J-クレジットHPから抜粋

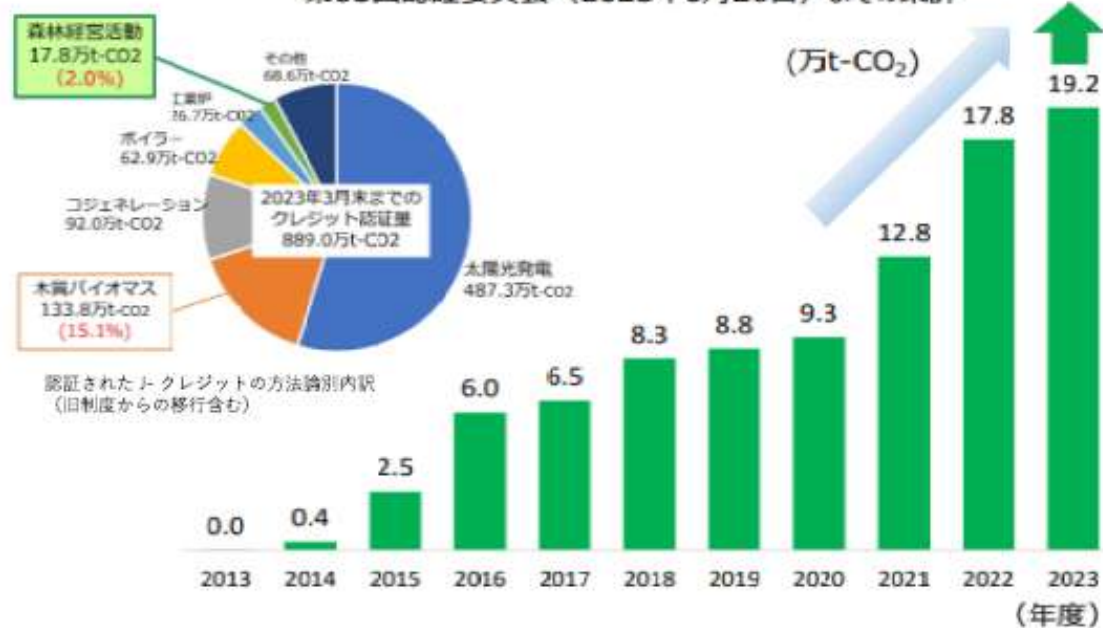
※ 出典）森林由来J-クレジット創出者向けハンドブック（林野庁資料）より抜粋





## 森林経営活動方法論（FO-001）に基づくJ-クレジットの認証量

### ■ 森林経営活動クレジット認証量の推移 第55回認証委員会（2023年6月28日）までの累計



※ 出典）林野庁資料から抜粋

※ 出典）森林由来J-クレジット創出者向けハンドブック（林野庁資料）より抜粋

JForest

## J-クレジットで森林クレジットを発行するための要件（概略）

### 森林経営活動方法論（FO-001）における要件

| 項目                                   | 内容                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 一定規模の森林の所有・管理                      | 自ら所有または管理している森林                                                                                                                                           |
| ② 森林経営計画の更新・維持<br>( <b>永続性担保措置</b> ) | 対象森林について森林経営計画が策定されており、プロジェクト登録申請年度から最短18年間～最長26年間（認証対象期間最短8年間～16年間＋10年間）更新・維持される                                                                         |
| ③ 森林所有者の合意<br>( <b>永続性担保措置</b> )     | 森林管理を受託している森林の場合、CO <sub>2</sub> 吸収・排出の対象となる森林について、土地転用及び不適切な主伐等CO <sub>2</sub> 吸収効果を消失させる行為を行わないことや、上記の永続性担保措置について <b>森林所有者の合意（＝「森林所有者の私権制限の合意」）</b> が必要 |
| ④ プロジェクト実施地における森林管理の実施               | 対象森林について、a 1990年度以降森林の施業（造林、保育又は間伐）を行った実績のある林分（＝過去分）、および、（または、）b プロジェクト登録申請年度以降に森林の施業（造林、保育または間伐）を計画している林分（＝将来分）について、プロジェクト実施地とする                         |
| ⑤ モニタリングの実施                          | 上記の林分について、同一樹種毎に、地形、林相が類似し、地理的にまとまった小班合計30ha（モニタリングエリアグループ）以内で1箇所、平均的な位置にモニタリングプロット（最高樹高を短辺とする方形）を設定し、その地位を特定し実際のCO <sub>2</sub> 吸収量を算定                   |
| ⑥ 経営収支の赤字<br>( <b>追加性要件</b> )        | 令和4年度の制度改正で要件大幅緩和                                                                                                                                         |

※ 出典）J-クレジットHPから抜粋

JForest

・クレジット制度の FO-001 においては、「森林の施業又は保護が実施されない状態」をベースラインとして設定し、その場合の吸収量を 0（ゼロ）としている。プロジェクトに登録した区域の森林の初期設定としては「ベースライン＝0 の状態であり、森林の施業又は保護が実施された森林（林分）のみが吸収量の算定対象になる」という考え方



| 育成林  | <ul style="list-style-type: none"><li>森林を構成する林木を択伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林（育成集約林）</li><li>森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林（育成複層林）</li></ul> | 1990年以降の商業用材がある林分（プロジェクト期間中に保護）                        | <table><tr><th colspan="4">林班1</th><th colspan="4">林班2</th><th colspan="4">林班3</th></tr><tr><td>天</td><td>青</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天</td><td>青</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>青</td><td>天</td><td></td><td>天</td><td></td><td>天</td><td></td><td>天</td></tr><tr><td>天</td><td>青</td><td></td><td></td><td>伐跡</td><td></td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td></td><td></td></tr><tr><td>天</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>伐跡</td><td>青</td><td>青</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td></td><td></td></tr><tr><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td></td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td></tr><tr><td></td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td>青</td><td>青</td><td></td><td>青</td><td>青</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td></tr><tr><td></td><td>青</td><td>青</td><td>青</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td></tr></table> |     |     |   |   |     |     |   |   |   |   |  | 林班1 |  |  |  | 林班2 |  |  |  | 林班3 |  |  |  | 天 | 青 |   |   |   |   | 青 | 天 | 天 | 青 |   |   |   | 天 | 青 |   |   |   |   | 青 | 天 |   | 天 |   | 天 |   | 天 | 天 | 青 |   |   | 伐跡 |   | 青 | 天 | 天 | 天 | 青 | 青 |   |   | 天 | 青 | 天 | 天 | 伐跡 | 青 | 青 | 青 | 天 | 天 | 青 | 青 |   |   | 天 | 天 | 青 | 天 | 天 | 天 | 青 | 青 |  | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 |  | 天 | 青 | 青 | 青 | 青 |  | 青 | 青 | 青 | 天 | 天 | 天 | 天 |  | 青 | 青 | 青 | 青 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|---|---|-----|-----|---|---|---|---|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|-----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      | 林班1                                                                                                                                                                          |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     | 林班2 |   |   |     | 林班3 |   |   |   |   |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 青                                                                                                                                                                            |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     | 青 | 天 | 天   | 青   |   |   |   |   |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 青                                                                                                                                                                            |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |     | 青 | 天 |     | 天   |   | 天 |   | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 青                                                                                                                                                                            |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 伐跡  |     | 青 | 天 | 天   | 天   | 青 | 青 |   |   |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 青                                                                                                                                                                            | 天                                                      | 天                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 伐跡  | 青   | 青 | 青 | 天   | 天   | 青 | 青 |   |   |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 天                                                                                                                                                                            | 青                                                      | 天                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 天   | 天   | 青 | 青 |     | 天   | 天 | 天 | 天 | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 天                                                                                                                                                                            | 青                                                      | 青                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 青   | 青   |   | 青 | 青   | 青   | 天 | 天 | 天 | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|      | 青                                                                                                                                                                            | 青                                                      | 青                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 青   | 天   | 天 | 天 | 天   | 天   | 天 | 天 | 天 | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天然主林 | 主として自然に散布された種子等により成立（天然更新）し、維持される森林（原生林、自然林と呼ばれる森林や、補栽や保育作業などの人為を加えずに成立・維持している旧山森林、二次林なども含まれる）                                                                               | 緑冠対象期間中に森林の保護活動（火災の予防、獣害対策等）<br>緑冠対象期間中に森林の保護活動（鳥害対策等） | <table><tr><th colspan="4">林班4</th><th colspan="4">林班5</th><th colspan="4">林班6</th></tr><tr><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td></tr><tr><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td></tr><tr><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td></tr><tr><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>青</td><td>青</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td><td>天</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |     |   |   |     |     |   |   |   |   |  | 林班4 |  |  |  | 林班5 |  |  |  | 林班6 |  |  |  | 天 | 天 | 青 | 天 | 天 | 天 | 青 | 青 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 青 | 天 | 天 | 天 | 青 | 青 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 青 | 天  | 天 | 天 | 青 | 青 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 青 | 天  | 天 | 天 | 青 | 青 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 | 天 |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 林班4  |                                                                                                                                                                              |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 林班5 |     |   |   | 林班6 |     |   |   |   |   |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 天                                                                                                                                                                            | 青                                                      | 天                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 天   | 天   | 青 | 青 | 天   | 天   | 天 | 天 | 天 | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 天                                                                                                                                                                            | 青                                                      | 天                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 天   | 天   | 青 | 青 | 天   | 天   | 天 | 天 | 天 | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 天                                                                                                                                                                            | 青                                                      | 天                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 天   | 天   | 青 | 青 | 天   | 天   | 天 | 天 | 天 | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 天    | 天                                                                                                                                                                            | 青                                                      | 天                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 天   | 天   | 青 | 青 | 天   | 天   | 天 | 天 | 天 | 天 |  |     |  |  |  |     |  |  |  |     |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |



**エンドユーザー**

CO2オフセットコストの一部負担

CO2オフセット商品の提供  
企業の環境への取組みをPR

**CO2排出企業**

CO2排出企業は、森林由来のJ-クレジットを購入することで、自ら排出するCO2をオフセットするとともに、森林に安定的・継続的に資金提供することで、森林の持つ多面的・公益的機能の維持・向上に貢献。森林クレジットを購入した森林で企業の福利厚生、PR活動等を利用。

森林の多面的・公益的機能の維持・向上に貢献  
森林を企業の福利厚生、PR等で利用

**森林所有者  
(組合員・企業・市町村等)**

森林所有者は、自身が所有している地域において、自然環境や農業活性化などが進むことにより、森林管理が効率化が期待できる。結果、森林クレジットの取組みにより将来的に収益性が向上。

森林管理の高度化・効率化  
森林の持つ多面的・公益的機能の提供をサポート

所有森林の管理委託  
森林クレジット売付の合意

**J-クレジット制度事務局  
【CO2管理口座】**

無償化通知

無償化口座移動

**＜プロバイダー＞**

全森連・道府県森連・農林中金 他

森林組合連合会や農林中央金庫は創出の森林組合の森林由来のJ-クレジット創出をサポート（仲立支援や外注受託）するとともに、プロバイダーとしてCO2排出企業への販出を仲介。森林所有者及びプロジェクト実施者がCO2排出企業等への森林の持つ多面的・公益的機能の提供を希望する際のサポート

**＜森林クレジット創出支援＞**

協力会社：株式会社日本オフセットデザイン創研

森林クレジット創出・販出支援  
森林の持つ多面的・公益的機能の提供をサポート

森林クレジット創出・販売委託

**＜森林クレジットプロジェクト実施者＞**

〇〇森林組合

森林組合は森林組合連合会や農林中央金庫のサポートのもと、認証林の所有者を取りまとめて、合意を得て森林由来のJ-クレジットを創出・販売。その所有者に対し、森林管理の高度化等で還元するとともに、CO2排出企業等に森林の持つ多面的・公益的機能を提供



## 森林組合系統で森林クレジットに取り組む意義

- ▶ 森林クレジットへの取組は、森林所有者から管理の委託を受けた森林について、「木の成長量を把握する業務を対外的な説明に耐え得るよう、より精密化、緻密化したもの」と言える。
- ▶ 森林管理の延長線上の取組であり、森林組合の日常業務との親和性は高く、森林認証の業務とも親和性が高い。（ただし、前述の通り手間はかかる）
- ▶ 森林クレジットの本質はCO2を媒介とした森林－企業・住民間（地域）の継続的資金循環。森林所有者から森林管理の委託を受けた森林組合がCO2販売代金を管理し、持続的な森林管理高度化に活用。森林の多面的・公益的機能の維持・増進、その理解促進および機能提供を図ることで、企業・住民側の継続的な森林クレジットの購入のインセンティブともなる。
- ▶ よって、森林組合系統で森林クレジットに取り組む意義は以下の3点と整理できる。

### ① 木材販売代金以外の収入源（木材販売に付随する副収入源）の確保

### ② ①を財源とした持続的な森林管理高度化への取組強化

（例）森林認証新規取得・継続のための財源  
主伐・再造林推進のための財源  
施業高度化の設備投資のための財源

### ③ 森林の多面的・公益的機能への企業・住民（地域）の理解促進及びその機能提供

「JForestビジョン2030※」にも合致（協同組合運動そのもの）

※取組項目「循環型林業の確立と系統の木材販売力強化」「国民生活およびSDGsへの貢献」



## 森林認証と森林クレジットの取組の親和性

### SGEC森林認証の目標・効果

日本の生態的・社会的・経済的条件に則した森林管理を目指し、「緑の循環」による生態系サービスの増進を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）と持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指す。SGEC認証制度は林産品のサプライチェーンを通じて、森林管理における責任ある実践を促進し、木材と非木材林産物が環境的、社会的、倫理的規格を高度に尊重して生産されていることを保証し、消費者の選択的購買の下で、認証された林産品の需要と供給を促進し、市場主導による森林管理の継続的な改善に貢献する。

### 森林クレジットの目的

森林クレジットは、間伐や主伐後再造林等森林の適切な管理を行うことによるCO2吸収量の増加量を価値として認識し、市場ベースでやりとりするもの。クレジットの創出者と購入者との間の自由取引（量も価格も自由）で行われることにより、「市場メカニズム」の下、地球温暖化対策の資金を循環させ社会全体で最速に配置させることが目的。



森林環境の改善

市場メカニズム活用

SDGs

森林経営計画

所有者の合意形成

付加価値の増大

- ▶ 森林認証と森林クレジットは上記の共通の目的・効果があり親和性の高い取組
- ▶ 取組により森林の多面的・公益的機能の維持・向上が可能
- ▶ 森林クレジット販売時の差別化（森林認証の取組みが、森林クレジットを円滑に）
- ▶ 森林クレジット収益を森林認証更新費用などに補填（森林クレジットの取組みが森林認証をサポート）
- ▶ 相互補完が期待される





## 森林クレジットプラットフォーム FC BASEの概要

全国の森林組合の  
J-クレジット制度活用を支援する  
2つのプラットフォーム（Webシステム）



< FC BASE-C のQRコード >



### FC BASE-C (Forest Credit Base Create)

森林由来クレジット創出サポート

2023年3月末～

※森林組合系統が主導して創出する際のサポート



### FC BASE-M (Forest Credit Base Market)

森林由来クレジット販売サポート

2023年度内～

※森林組合系統外も活用可能となる見込み



※出典）令和5年3月8日森林クレジットのプラットフォームにかかる全国説明会資料から抜粋



ご静聴ありがとうございました。



## SGEC・FM規格に関する検討事項

(1人のSGEC業務経験者の状況認識と参考意見として)

2023年11月30日

次期SGEC森林管理認証規格改正に向けた関係者会合  
永田町ビル4F会議室＋リモートZoom会場

三島征一（SGEC 参与）

### SGEC規格・制度の現状

- ・ 発起人（2003年）：森林・林業・木材産業界と関係団体（FSC,ISOを意識）
- ・ 趣旨：SGEC定款（目的）第3条 当法人は、我が国において、持続可能な森林経営の実現を目指す森林認証制度を管理運営し、そのもとで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。
- ・ （以下、2018年追記（略記））：PEFC との相互承認を行い、国際森林認証制度のネットワークに参画、日本国内のPEFC 制度の管理を代行する。
- ・ 範囲：森林の管理経営及び木質・非木質林産品原材料の入手から加工流通（品質・価格不問）  
内容：森林法等国内法・ILO等国际法準拠・尊重、PEFC規格準拠、ISO/IEA規格（≒JIS-Q 17065, 17021-1）JAB（PD364）、IAF（MD25）
- ・ 受益者：認証事業体、認証機関、業界、地域社会、日本・世界  
（地域振興、SDGs・生物多様性・地球温暖化対策に貢献）
- ・ 協力機関：認証機関、認証促進協議会、FM研、PEFC、関係学会・協議会・組合団体・行政
- ・ 認証事業：FM：認証森林面積220万ha 参加事業体120 COC事業体：契約件数500事業体（参加企業900）
- ・ 財務状況：赤字団体から黒字団体化

## SGEC規格・制度の実務的歴史 1 (1992-2019)

- 1992 国連開発環境会議;Agenda21 ,森林原則声明,生物多様性条約
- 2003 検討委員会>SGEC創設, PEFCアジアプロモーションズ創設
- 2003 SGEC: FM基準(初版)> 0X年; (FM+COC) 規準
- 2013 SGEC財政赤字(貧乏団体)
- 2014 JAB PD364( 分野別指針(森林・林業及び森林生産物) 制定
- 2015 SGEC規格 PEFC承認申請、適合性審査、公示料金体系改定
- 2016 PEFC;2条件(林地転換、先住民) 付き承認, 業務委託契約締結
- 2016to19
- SGEC:オリ・バラ木材調達基準(輸入合板・ルーマニア)、メディア
- 先住民・アイヌ規格等改定>対PEFC報告>FPIC手引き作成、
- PEFC:ST1004(FM CB要求;検討開始),PEFC ST1002(グループFM),1003 ( FM)改定

## SGEC規格・制度の実務的歴史 2 (2019-20)

- 2019～20年
- SGEC規格改正2020(維持:日本語が正本、認証業務は日本企業、参考資料化:現地審査留意事項等、
- (FM規格; PEFCST1002,3 2018規格翻訳準拠。用語の定義一部省略・一部不十分、運用ガイド追加、
- TOF・Plantation規定は適用除外、モニタリング/先住民・アイヌFPIC制定、林業薬剤規定は未消化)
- (COC規格; PEFC2020準拠(木造住宅等規定は維持)、(DDS強化、 商標使用許可取得義務等)
- 制定手順>組織改正(認証管理委員会と専門部会を統合)>パブコメ(公開協議)>SGEC理事会決定>
- 対PEFC審査申請>PEFC審査(適合; 軽微2 条件)>規格改正2021 (2条件即解消、注記:次回レビュー開始は2026年3月28日まで)>SGEC/PEFC-J化の定着
- PEFC;
- ST1004 2014 (FM認証 対CB要求)は継続審議
- ST2001 2020 (商標) COC認証取得者の商標使用許可契約の義務化
- ST2002 2020 (COC) 森林および森林外樹木 (TOF)製品の COC-要求事項>TOF新設、DDS強化、
- 製品カテゴリー (2020) 表改定: サービス分野(欠),認証情報と情報データDB項目不整合
- 附属書「プロジェクト認証」は継続審議
- ST2003 2020 (COC認証 対CB要求)< (PEFCの研修直営化/test実施)



## SGEC規格・制度の実務的歴史3（最近の動き）

- ・ 2022-23年
- ・ 国際：新型コロナ（COV19-SARS2）、地球温暖化、生物多様性、EU個人情報保護、EUTR>EUDR
- ・ 国内：SDGs、森林環境税、森林経営管理法、東京オリパラ1年延期、合法木材、J・クレジット
- ・ PEFC
  - ・ ST 2002 2020 (COC規格) 2023年12月31日までに移行期間の延期通知（SGEC web サイト参照）
  - ・ ST 1004 202X (FM規格 CB要求) (パプコメ済>> (2023年11月PEFC 総会での採択なし)>継続審議の模様  
(パプコメは2回実施したがPEFC総会(11月中旬)では未決定。

パプコメ2版では、現行案対比で文書が詳細化。追加項目:研修のPEFC承認、審査報告書の概要の公開、影響をうけるステークホルダー代表の審査プロセスへの参加等)

適用ISO規定 (ISO17065) については17065に基づくFM規格が相互承認されている場合、例外的に認める(パプコメ2案では、付属書にその場合の規定を追加)

((資料注:以下の「検討事項」は、発表者の問題意識を述べたものであり、SGEC/PEFC-Jの見解ではない。))

### 検討事項 課題1 SGEC事務系（三島意見）

| 事務系  | 事項          | 趣旨・内容（意見者）                                                               | 備考                                                                                                  |
|------|-------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参考文献 | 規格事項外の4文書   | 現地審査留意事項など規格事項外参考文書が、2015年規格のままなので、「参考」とは言っても、SGECにとっては重要・修正すべき（志賀報告）    | （事務事項）現地審査留意事項（2021年運用ガイドライン準拠）、モニタリングシステム（運用GLに併合）その他2文書（時点修正）                                     |
| 製品区分 | COC対象範囲の記載  | 森林の多面的機能をわかりやすく知らせる。経済活動としては木材生産が主体だが、キャンプ場などレク機能、Co2固定も経済活動化している等に対応する。 | （事務事項）<br>1. 広範囲企業と専業企業では製品コードを使い分ける<br>（次期規格事項）<br>2. COC製品区分、樹種（群）、FM製品、商標コードの再定義も必要              |
| 説明   | 様式・マニュアル類整備 | わかりやすいユーザー対応、事務改善事項                                                      | （事務事項）<br>いくつかのレベル<br>広報（行政・教育者・団体）<br>ユーザー（認証取得者）ex.商標手続き<br>ユーザー（認証機関）<br>ユーザー（まとめ役：協議会、組合、森林所有者） |

## 検討事項 課題2 表示系（三島意見）

| 表示系  | 事項            | 趣旨・内容（意見者）                                                                                                  | 備考                                                                              |
|------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 認証書  | CO2or炭素固定量表示  | FM森林・COC木造建造物等による地球温暖化対策への貢献                                                                                | （規格事項）認証書等に記載することができることにする<br>炭素固定量計算は、既定の方法による<br>特にP/認証の対象材料範囲にSGEC%+PEFC%を含む |
|      | 森林の用途範囲表示     | 森林の多面的機能をわかりやすく知らせる。<br>経済活動としては木材生産が主体だが、キャンプ場などレク機能、Co2固定（J-Credit）も経済活動化している等に対応する。                      | （規格事項）<br>森林認証規格の階層化                                                            |
| 商標   | SGEC/PEFC看板表示 | FM認証森林の表示、PR（普及宣伝）のため                                                                                       | （事務事項）<br>参考例：道路沿いの山の斜面にある「山火事防止」看板                                             |
| 位置表示 | 経緯度座標表示       | GIS座標精度が高まり、受信機も安価になり、いろいろと利用できるようになった。<br>森林、伐採地、造林地等の特定に利用可能。<br>趨勢として、特に熱帯木材では、森林・伐採箇所、樹種の特定が求められることになる。 | （規格事項）<br>現状：認証書上の森林の所在地は、市町村レベルの住所表示方式で記入。<br>追加：森林の位置（経緯度）を適宜追加。              |

## 検討事項 課題3 FM系（三島意見）

| FM規格系        | 事項                   | 趣旨・内容（意見者）                                                                                                     | 備考                                                                              |
|--------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 認証範囲の拡大（再定義） | 基本用語                 | むずかしく・本質的な基本用語（術語）の再定義/再説明                                                                                     | （規格事項）<br>森林、FMU（森林管理ユニット）、森林管理、天然林・原生林等                                        |
|              | 対象機能の拡大・階層化          | 林業生産機能主体の認証から森林のサービス・多様性・炭素固定等多面的機能の認証対象化                                                                      | （規格事項）<br>基本規定を基層とし、（追加）多面的機能は、第2層以上の文書（別添orガイドラインとする）<br>・認証につき関係専門家・団体との連携が必要 |
|              | 森林に森林外樹木も含む          | PEFC TOF（Tree out of Forest）＜地球温暖化、生物多様性等対応＞<br>PEFC規定に合わせSGECの森林の定義（5条森林）を見直す。森林美学（造園学）分野の取り入れ。<br>（TOF：PEFC） | （規格事項）<br>アグロフォレストリー 巨樹 鎮守の森 街路樹 都市公園 果樹園等所管省庁・団体等との協議が必要。                      |
|              | 地域認証もグループ認証を含む（国有林も） | ミニ流域単位・行政単位等の協議会（ドイツでは州（国）単位の認証もある）<br>（早船、志賀）                                                                 | （規格の運用事項＞試行可）<br>既存の協議会等を含む。                                                    |

検討事項 課題4 COC系（三島意見：終わり）

| COC規格系 | 事項            | 趣旨・内容（意見者）                                                 | 備考                                                                                   |
|--------|---------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 認証率    | PEFC%との相互乗り入れ | 輸入材は不可欠（こわいが、怖くない）<br>認証材の%表示は（SGEC+PEFC）%で最終製品の使用には支障がない。 | （SGEC%）可、（PEFC%）可<br>（SGEC%>PEFC%）可<br>（PEFC%>SGEC%）不可<br>（規格事項）<br>新規（SGEC%+PEFC%）可 |
| 品質保証   | 品質保証との連携      | 物品質保証と流通品質保証の両方があるが品質保証が完結することを明確化する。<br>（評議委員）            | （規格事項）<br>森林認証単独でカバーできてはいるがSGEC/PEFC認証ロゴと木材JAS、紙パルプ認証ロゴの併記で済むことではあるが、                |



### Ⅲ 質疑と意見交換

#### 1 各報告に即した質疑

当日の質疑と意見交換の内容を検討会作業グループとして、以下の通り要約した（質問者の所属と名前は省略）。質問に対する報告者以外の回答は、回答者名を（ ）で示した。

##### (1) 志賀報告への質問と回答

- ① SGEC マークと地域ロゴデュアル表示は、例えば J クレジット登録林等をイメージするがどうか。

**回答：**J-クレジット登録林を特段意識している訳ではなく、森林認証のロゴとして生協や農協・漁協、郵便局など地域とのつながりの深い組織や企業でも FSC ミックスの表示を採用していることが多いのが現状だと思う。SGEC マークと地域ロゴデュアル表示の提案は、せめて地域で都道府県や市町村、地元企業と連携して、地域材と SGEC のロゴを表示できる機会を SGEC が先導して取り組んでも良いのではと考えた。報告でも述べたように SGEC 認証のアイデンティティや消費者への PEFC/SGEC のロゴマークと地域の認証材振興施策の連携による地域材振興と管理者の顔の見える関係をアピールすることができるのではないかな。

- ② 管理ユニットについて、現在、グループ認証協議会（37 会員）のなかに運営委員会があり、その会員の担当者の集まりで協議会の考えや運営方法などの詳細を決めている。それを活用する方法でも良いのではと考えるがどうか。新たに規約策定や負担金を徴収するのは大変だと思うので、臨機応変に対応して良いのではないかと考えるがどうか。絶対にこのようなユニットを作るといふことか。

**回答：**PEFC や SGEC の FM 規格に森林管理ユニット（FMU）に関する規定があり、その定義と運用の整合性は確保していく必要があると考えている。試案として報告のなかで提示した規約は、認証取得者のローカル文書という位置づけになるので、その内容は FM 認証規格の要求事項に満たせば、認証取得者の自由裁量で変更や追加、削除が可能である。報告では FSC のグループ認証におけるサイト規約等も参照し、この様なイメージであるということ为例示したものである。ただし、生物多様性の保全や違法伐採対策への取組みが重要性を増すなかで、SGEC 認証の信頼性と透明性を高めていくためには、森林管理ユニットを通じた管理とガバナンスの信頼性を外部に示していく必要があるので、今後の規格改正に関する議論のなかで森林管理ユニットの定義と運用を地域の現状に即したものに軟着陸させていく必要があるだろうと思っている。

##### (2) 土屋報告への質問と回答

- ① 土屋報告の資料に記載があるように WWF ジャパンが FSC 認証の TNFD との親和性を検証する取り組みを行っている。TNFD は今後、林業に与える影響は大きなものになると思うが SGEC も同様の検証を行う予定があるか？ SGEC 認証と TNFD がどのように関連し、SGEC 認証と自然共生サイトがどのように関連するか、明確にすることにより SGEC 認証の付加価値に通じると思うがどう

か。

回答：TNFD や 30by30 にどの様に対応していくのは、SGEC の成長段階に関わってくると考えている。TNFD や 30by30 には、FSC が先行して対応しているのは間違いないので、SGEC の認識を提案していく必要があると考えている。

**補足回答 (SGEC 事務局)：**生物多様性の問題のなかで、TNFD は大きな問題になっていくと考えている。特に問い合わせが多いのは、Leap アプローチにどの様に貢献できるのかがポイントになると思っている。Locate (発見) や Evaluate (診断) は、生物多様性の保全が認証規格に位置づけられているので、おそらく対応できるものと考えている。また、リスク評価が具体的になされれば、毎年の定期審査において Assess (評価) も可能であり、Prepare (準備) は、森林認証原材料を自社の事業戦略に位置づけることにより、自社の目標管理の指標にもなりえるかもしれない。いずれにしてもこの問題に具体的にどのように対応できるか、今後検討していきたい。

- ② 北海道では、先住民族であるアイヌ民族の森林に係る利益に配慮するように求められているが、OECM に平取町が取り組んでいる文科省の重要文化的景観の保全に対する協力や農水省の国有林野契約制度等もカウントしていただけると、北海道内に社有林を有する企業等にとって、指標が立てやすくなると思う。

回答：現時点では、OECM の議論に先住民族の問題は、メインになっていないが ISCN の議論では、先住民族の権利や土地の確保も大きな課題である。OECM の際にも先住民族の管理している土地は考慮されるべきではないかという議論が起きる可能性は高いと考える。日本国内で考えると環境省とは別に各省庁が別のスキームで検討していくことが考えられるが、そのなかで文科省の話題は出ていない。農林水産省に関しても農業型の直接支払制度のなかでの言及は出てくる可能性もあるが、その様な機会があれば先住民族の問題に関しても意見を述べていきたいと考える。

**補足回答 (SGEC 事務局)：**自然共生サイトについては、非常に重要な部分であると認識しており、規格を検討していく段階で関係機関との連携を考えていきたい。実際、SGEC の FM 規格において、アイヌ民族の関係は重要視しているところであり、今後も関係機関との連携も含め対応していきたい。

- ③ 自然共生サイトと認証の関係性について、同意見であるがさらに補足があれば報告者の意見をうかがいたい。

**回答：**人工林の生物多様性の取り組みをどの様に評価し、自然共生サイトや同サイト以外で評価し、何らかの形で社会的認知を行っていく必要があると考えている。それぞれの認証林で様々な試みや努力はされているので、ひとまずはその様な取り組みをすくいあげ、まとめるのが重要であるとする。生物多様性の取り組みは、日本の取り組みのなかで定式化しておらず、評価に繋がっていない部分がある。制度としては、人工林の生物多様性の試みを引き上げていくことが重要である。例えば、共生サイトとして指定していくアイディアが出てくるのかがポイントになる。特にモニタリングが難しい場合、モニタリングの代わりに生物多様性に配慮した施業を行っていることを提示していくのもあり得る。そうでないとコストがかかり、モニタリングは大企業では対応できるが、中小企業ではコストがあまりにもかかってしまう恐れもある。

**質問者による補足：**人工林の伐採の前後でモニタリングを行っているが、人工林の生物多様性への対応は、多様な齢級構成を確保するというのがあり得ると考える。もう1つはOECMだけではなく、保護林と言われている国立公園でも人工林が含まれている。保安林の人工林が特段何かされている訳ではないので、その様な議論に持って行く可能性はあると考える。

### (3) 淡田報告への質問と回答

① SGEC の FM 認証取得林で J-クレジットを取得する際のメリットについて、クレジット販売価格の観点以外に取り組みに親和性があるとの説明でしたが、この点について補足をお願いしたい。例えば、SGEC 認証で行っているモニタリング活動がそのまま J-クレジットのデータの取りまとめに活用できるなど、オーバーラップした活動があるのか。

**回答：**取り組みに対する親和性を述べたが、J-クレジットのプロジェクト申請にあたって、大変な部分は森林所有者の合意を取り付けることにある。大規模所有や社有林となるとその様な苦労はないが、森林組合系統では森林所有者の合意は大きな障壁になる。しかし、SGEC 認証をすでに取得している場所であれば、森林所有者との連絡の簡易性があり親和性が高いと考えた。また、J-クレジットでのモニタリングでは、二酸化炭素の吸収量を明確にするために地位を明確にする必要がある。地位の特定は樹種毎に 30ha 毎にプロットを設定して調査する必要があるが、レーザー測定の調査データを活用できる。現状では森林認証とオーバーラップする部分は少ないが、J-クレジットの対象林が人工林となるなかで人工林のなかでどこを施業したのか、整備したのかを明らかにすることは、生物多様性の担保にもリンクできるのではないかと考える。それ以外にも制度を事務局側として使えるというものがあれば、J-クレジットは森林経営計画が認定された場所であるので、森林認証林は別格で扱えることを期待している。

② J-クレジットと森林認証の関係について、認証林で創出されたクレジットの付加価値について言及されたが、全森連が現在把握されているなかで、非認証林に比べて、認証林におけるクレジットのほうに需要があるのか。また、今後、そうなっていくという見込みでの話なのか。それぞれの制度で親和性があるとのお話だったが、それぞれで必要な審査などが簡素化されたりしないのか。両方の取り組みを連携することで、事務手続きや現地対応などが大変になることもあろうかと思うが、その点はいかがか。

**回答：**クレジットの価格を決めるのは購入側である。そのため、一概に認証林の方が良いというのは言いづらい状況にあるが、企業がクレジットを買うのは単なるお金の問題だけではなく、地域貢献等があり企業としての PR も検討していると思う。購入した先が認証林である場合は、企業として当然、森林の評価は高くなると期待している。販売するときに認証林であることは PR できるので、積極的にアプローチしていきたい。認証取得、J-クレジット登録の際の事務手続きの簡素化は、今時点でどこまでできるかは不明であるが、J-クレジットで施業地を特定する際に林小班そのままではなく、GIS で実際の施業地を特定していくので、その取組みを認証でも活用できるのであれば省力化できる可能性はあると考える。



## 2 意見交換と補足意見

### (1) J-クレジットに関する現在の状況共有（全森連宮城担当部長からの補足意見）

認証林の J-クレジットの価格動向は、東京証券取引所が 2023 年 10 月にカーボンクレジット市場を開始している。そのため、企業側の評価が見える価格が出ているが、まだ取引量が少なく、銘柄別の価格取引になっていない。銘柄別の売買になると認証のクレジットを分けていくことはできる。現在、森林のクレジット販売価格は、太陽光に比較して倍の価格になっており、森林は高いとみなされることも少し懸念している。価格の動向については、推移を把握していきたい。

### (2) SGEC 規格の改正スケジュール案（SGEC 事務局）

現在の規格は、2021 年 6 月に施行され、5 年ごとに必要な改正となっている。2026 年 5 月 31 日までに見直しが必要になる。PEFC 規格改正の動向を踏まえる必要があり、FM 認証機関に関する要求事項は作業が進んでおり、2025 年 1 月に規格（ST1004）改正され、施行される予定である。その移行期間が複雑である（4 年間をかけて行われる）が、2029 年 6 月に改正規格への移行を完了することを考えている。時間と労力の無駄を省くために一気に改正したいと考えている。欧州を中心に、EUDR への対応が活発に議論されており、PEFC では、EUDR 用のボランティアな規格づくりが進められており、2024 年 9 月に施行を目指している。EUDR においては、FM の関係だと地理的な位置情報を緯度経度で示すことが求められている。PEFC としては、とりあえずボランティアとして規格とするが、次回の改正では本規格として盛り込むことも検討するとしている。CoC については、EUDR の DDS への対応を盛り込むことも検討されている。ST1004 については、審査におけるリスクベーストアプローチが新たに規定される予定である。このことは TNFD への貢献になりうる感触を持っている。

#### 《改正スケジュール》

2025 年 3 月 改正プロセスの開始（理事会決定、PEFC 本部に通知）

2025 年 3 月～2026 年 2 月 改正規格の改正作業および規格管理委員会の開催、パブリックコメントなど必要な手続きの実施

2026 年 3 月 改正規格の決定（理事会）

2026 年 4 月 PEFC に相互承認申請

2026 年 6 月 改正規格の施行（移行期間は 3 年、ただし、SGEC 規格文書 5-1 及び 5-2 認証機関に関する要求事項（PEFC のスタンダードの改正等により改正の必要が生じた場合）は 2 年＝2028 年 6 月）

2026 年 6 月～2028 年 6 月 改正規格に基づく認定、審査員に対する改正規格に関する研修の実施

2029 年 6 月 改正規格に移行完了

今回は、ST1004 や EUDR への対応が主体で前回のような大幅な枠組みを含めた改正ではないという認識で良いか（志賀）→その認識で問題ない（SGEC 事務局）。

### (2) 報告者のコメント

土屋：関わり始めたばかりなので 1 人での作業は厳しいので、皆さんと一緒に取り組んでいき

たい。J-クレジットとの連携、TNFD、生物多様性について、認証と踏まえて、効率的にかつ外部に発信できると魅力が増していくと考えている。梶谷事務局長の話からは、あまり議論の猶予がないと感じたのだが、議論を深めていく必要があると考える。

**淡田:**J-クレジットの立場で話しを行ったが、SGEC と連携できると効率的であると考えている。森林組合系統の話で行くと今後、人工林を考えていかないといけない。人工林の多くが小規模分散になっており、そのなかでどの様にうまくやっていけるかの1つが J-クレジットへの取組みになっている。J-クレジットをうまく活用していくためにも、森林認証の力を借りていきたいと考えている。人工林もすべてを均一に手入れしていくことは難しい。しかし、必要な作業や手入れをしていくことで、J-クレジットはそこで利益を生み出すことができ、生産に向いていない箇所でも利益を生み出せることを期待していきたい。

**三島:**地球温暖化と生物多様性が世界の議論の柱になるなかで、地球温暖化対応は全森連、生物多様性は土屋氏のお話がいただけた。SGEC は黒字団体にはなったが、事業者の支援グループは三層構造であり、設立当初から支援しつづけてくれた賛助会員、PEFC 相互承認後には、森林認証促進協議会ができ、さらにマーケティングプロジェクトができたが、最初から支援してくれてきた賛助会員への恩を忘れてはいけないと考えている。また、それに加えてこの会合にご参加くださった皆様のような実務専門家や研究者が支援してくださっている。この様な意見をさらに取り込んで、20 年継続してきた SGEC を次の発展に繋げていく必要があると考える。可能ならば、参与という立場で今後も関与していきたい。

**志賀:**20 周年を契機として、SGEC の今後のアイデンティティの発揮をどう考えるのかという観点から今回の企画をお願いした。私は SGEC が出来る前から 30 年ほど日本の森林認証の取組みに関わっているが、30 年間継続できたのは、何だろうかと改めて考えている。国際的な枠組みを地域にどの様に適用していくのか。PEFC を構築、先導した欧州諸国の関係者の森林管理に関する基礎理念として、産業・行政組織としての地域の森林管理に関する当事者性や歴史認識があると感じているが、日本においてもそれに共感できる方々との連携により国際的枠組みと地域実践を SGEC への取組みを通じて実現できないかと考えている。会議中に永田町ビルの Wi-Fi がダウンし、参加者にご迷惑をかけたこととお詫びするが、それでも本会合における運営のレジリエンスが維持できたのは事務局や関係者の支えによると感謝している。PEFC 相互承認の 3 期目に向けた飛躍を期待している。

### 3 閉会挨拶（SGEC 梶谷事務局長）

多くの人にご参加いただき、講師の皆さんから貴重なご意見を頂戴した。まず、志賀先生から地域の連携、管理ユニットの定義や具体的な内容の問題を指摘いただいた。土屋先生からは、生物多様性の動きや関連性をしていき頂き、OECM については早速対応を行っていいのではないかと考えた。淡田さんと宮城さんからは、最近の J-クレジットの動きや連携への声掛けをいただいた。三島さんからは、現地審査についてはさておき、TOF（森林外樹木）の関係は、現行の規格にはないので、現状を踏まえ検討を行う必要もあると考えた。CoC の関係は、PEFC ST 改正の動きをみて考えていきたいと思う。いずれにしても、そんなに時間がないので、時に応じて、先生方や皆様の意見をお聞きしたいと思っているので、よろしく願いしたい。

=====

2023 年度 SGEC/PEFC ジャパン委託事業報告書  
次期 SGEC/FM 規格改正に向けた関係者会合  
地域材振興・脱炭素・生物多様性保全の地域実践

2024 年 3 月 20 日

一般社団法人 緑の循環認証会議(SGEC/PEFC-J) 事務局  
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4 階  
TEL 03-6273-3358 FAX 03-6273-3368 info@sgec-pefcj.jp

=====